

# 議 事 日 程

令和6年第1回定例会市会第12日  
令和6年5月29日午前10時開議

第1 一般質問

神 戸 市 会 議 長

出席議員（65名）		欠		員（0名）	
欠席議員（0名）					
1 番	前 田 あきら 君	2 番	森 田 たき子 君		
3 番	岩 谷 しげなり 君	4 番	の ま ち 圭 一 君		
5 番	な ん の ゆうこ 君	6 番	原 直 樹 君		
7 番	木 戸 さだかず 君	8 番	浅 井 美 佳 君		
9 番	岩 佐 けんや 君	10 番	萩 原 泰 三 君		
11 番	坂 口 有 希 子 君	12 番	香 川 真 二 君		
13 番	村 上 立 真 君	14 番	上 原 み な み 君		
15 番	つ じ や す ひ ろ 君	16 番	川 口 ま さ る 君		
17 番	さ と う ま ち こ 君	18 番	な が さ わ 淳 一 君		
19 番	山 本 の り か ず 君	20 番	黒 田 武 志 君		
21 番	か じ 幸 夫 君	22 番	や の こ う じ 君		
23 番	大 野 陽 平 君	24 番	平 野 達 司 君		
25 番	上 畠 寛 弘 君	26 番	細 谷 典 功 君		
27 番	宮 田 公 子 君	28 番	門 田 ま ゆ み 君		
29 番	朝 倉 え つ 子 君	30 番	味 口 と し ゆ き 君		
31 番	赤 田 か つ の り 君	32 番	三 木 し ん じ ろ う 君		
33 番	外 海 開 三 君	34 番	住 本 か ず の り 君		
35 番	高 橋 と し え 君	36 番	諫 山 大 介 君		
37 番	伊 藤 め ぐ み 君	38 番	吉 田 健 吾 君		
39 番	岡 田 ゆ う じ 君	40 番	植 中 雅 子 君		
41 番	五 島 大 亮 君	42 番	山 下 て ん せ い 君		
43 番	し ら く に 高 太 郎 君	44 番	河 南 忠 和 君		
45 番	徳 山 敏 子 君	46 番	高 瀬 勝 也 君		
47 番	あ わ は ら 富 夫 君	48 番	西 た だ す 君		
49 番	大 か わ ら 鈴 子 君	50 番	森 本 真 君		
51 番	松 本 の り 子 君	52 番	大 井 と し ひ ろ 君		
53 番	平 野 章 三 君	54 番	よ こ は た 和 幸 君		
55 番	川 内 清 尚 君	56 番	松 本 し ゆ う じ 君		

57 番 山 口 由 美 君  
59 番 坊 池 正 君  
61 番 坊 や す な が 君  
63 番 菅 野 吉 記 君  
65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 平 井 真 千 子 君  
60 番 村 野 誠 一 君  
62 番 堂 下 豊 史 君  
64 番 壬 生 潤 君

---

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君  
議 事 課 長 竹 下 弘 一 君  
政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君  
議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 河 端 陽 子 君  
総 務 課 長 神 谷 俊 幸 君  
議 事 課 係 長 高 木 智 博 君

出席説明員

市	長	久元喜造君			
副市	長	今西正男君	副市	長	小原一徳君
副市	長	黒田慶子君			
教	育	長	福本	靖君	選挙管理委員会 会長
人	事	委員	芝原	貴文君	監査委員
委	員	会長			福本富夫君
市	長	室	岡本	康憲君	危機管理監
企	画	調	辻	英之君	地域協働局長
整	局	長			三重野雅文君
行	財	政	西尾	秀樹君	文化スポーツ局長
局	長				宮道成彦君
福	祉	局	八乙女	悦範君	健康局長
長					花田裕之君
こ	ど	も	中山	さつき君	環境局長
家	庭	局			柏木和馬君
長					
経	済	観	大畑	公平君	建設局長
光	局	長			小松恵一君
都	市	局	山本	雄司君	理事兼都市局 都心再整備本部長
長					中原信君
建	築	住	根岸	芳之君	港湾局長
宅	局	長			長谷川憲孝君
消	防	局	栗岡	由樹君	水道局長
長					藤原政幸君
交	通	局	城南	雅一君	教育委員会事務局長
長					高田純君
選	挙	管	長	谷英昭君	監査事務局長 兼人事委員会 事務局長
理	委	員			中田裕子君
会	長				
会	計	室	久戸瀬	修次君	行財政局副局長
長					安居大樹君

(午前10時0分開議)

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○議長(坊 やすなが君) 日程によりまして、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

48番西 ただす君。

(48番西 ただす君登壇) (拍手)

○48番(西 ただす君) 日本共産党の西 ただすです。私と赤田議員とで一般質問を行います。

まず、王子公園再整備方針についてお聞きします。

この方針は大学誘致を優先し、プールやテニスコートをはじめ、多くの市民・利用者が長年利用してきた施設を廃止・縮小するものです。

スポーツ基本法には、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利だと明記され、スポーツは人々がその居住する地域において身近に親しむことができるようにすることが求められています。この計画は全く矛盾するものです。

市民のなれ親しんだ施設を奪う計画は撤回すべきだと思いますが、いかがですか。

次に、御影市場など阪神電鉄による高架下の店舗や住居の立ち退きを迫っている問題についてお聞きします。

阪神電鉄は、現在、2025年4月から実施する耐震化工事を理由に、阪神の高架下にある店舗や住居などに退去を求めています。

先日、御影市場旨水館の皆さんが始めた耐震工事後も御影市場の存続を求める署名には、既に多くの地域の方が協力されており、一方的な立ち退きを許さないという声広がっています。

これらの商店は、地域住民に長年愛されてきたかけがえのない存在です。市は阪神側に

退去を前提とした対応をすべきではないと求めていくべきと思いますが、いかがですか。

最後に、神戸空港の問題についてお聞きします。

神戸市は神戸空港を2025年4月の大阪万博までにサブターミナルなどを283億円かけて整備し、2030年の国際化を目指し、メインターミナルの整備まで計画しています。

市はこれまでも、神戸空港は市内経済の活性化につながってきたとしてきましたが、経済効果を数値的にも説明もできず、多くの市民も恩恵を感じていません。それなのに現在の乗客数が倍増し、700万人となるとした過大な見通しの下、経済効果を期待し、巨額の予算を投入するような計画は許されないと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) 西議員の御質問にお答え申し上げます。

私からは、王子公園の再整備についてお答えを申し上げます。

王子公園の再整備に当たりましては、令和3年12月の基本方針素案を公表以来、様々な機会を通じ、市民や有識者などの意見を幅広く聴取し、必要な意見の反映や内容の見直しを行いながら、また議会での御審議を踏まえつつ、王子公園再整備基本方針・基本計画を策定いたしました。

この基本方針ではスポーツ施設をはじめとする各施設の方向性といたしまして、各施設の利用状況や全市的な配置状況を踏まえ、園内外において再整備や代替による施設の確保を図るとともに、機能の集約化や運用の工夫により、市民の利用ニーズに応えられるよう、できる限り従前の施設の機能確保に努めているところです。

これらの方向性に基きまして、王子公園再整備では、本格的な競技から市民の健康増

進や体力づくりに資する効率的で使いやすいスポーツ環境を提供することを目指しております。

具体的な整備内容について申し上げますと、スタジアムにつきましては、引き続き幅広い競技や地域のイベントなどの様々な用途で利用できるよう、現在と同規模のフィールド約6,500平方メートルを確保するとともに、400メートルトラック4レーン、幅跳び用の砂場も配置をいたしまして、陸上競技の練習にも対応するよういたします。

加えて、市民の日常的な活動にも利用できる一般開放の時間帯も設定することとしております。

テニスコートにつきましては、立体駐車場の屋上に2面整備をするほか、ポートアイランドに新たに6面を整備いたします。

プールにつきましては、利用期間が夏季の2か月と限定的であり、廃止をいたしますが、体力向上につながる新たな遊具や多目的に利用できる広場などを整備することによりまして、1年間を通し、子供から高齢者まであらゆる世代の健康維持や体力向上に資する機能を充実させます。

子供たちが水遊びできるよう、緑の広場に親水施設も新設をいたします。

これらの整備は、本格的な競技から市民の体力づくりまで、幅広い運動ニーズに対応するものです。

今後とも基本方針や基本計画に基づき、神戸市の将来発展につながるるとともに、市民の福祉向上にもつながるような王子公園の再整備に向け、着実にかつスピード感を持って進めてまいります。

ほかの御質問につきましては、副市長からお答えをさせていただきます。

(「議長」の声あり)

- 議長(坊 やすなが君) 今西副市長。
- 副市長(今西正男君) 私のほうから2点御答弁を申し上げます。

まず最初に、阪神電鉄の耐震改修工事に伴う御影市場旨水館への対応についてでございます。

阪神電鉄は現在、御影駅及びその付近における高架橋につきまして耐震補強工事を進めているところでございます。

令和7年4月以降、御影市場のエリアにおいて耐震補強工事に着工する方針でございます。高架上敷地における賃貸借契約の締結先である御影市場に対して、令和6年3月末限りで契約を解約する旨の文書を令和4年10月に発出したと伺っているところでございます。

阪神電鉄からの通知後は、双方の弁護士で話合いが進んでいるとお聞きをしておりますけれども、神戸市といたしましては、令和5年9月に阪神電鉄側と面談をさせていただきまして、御影市場に対して丁寧かつ誠実な協議・対応をお願いしたい旨をお伝えさせていただいたところでございます。

今回の案件は、基本的には契約関係にございます阪神電鉄と御影市場の当事者間で解決が図られるべきことだというふうに考えているところでございます。

阪神電鉄は神戸地方裁判所へ訴訟を提起しております。令和6年1月26日には第1回口頭弁論が行われたというふうにお伺いをしております。

現在、阪神電鉄と御影市場は裁判において係争中でありますことから、神戸市としては裁判の経過を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目は神戸空港について御答弁を申し上げます。

神戸空港の機能強化につきましては、これまでも整備の方向性や事業費・財源などを具体的にお示しをいたしまして、議会で御審議いただきますとともに市民や空港関係者の方々からも広く御意見をお聞きしながら進めてきているところでございます。



できる限り従前施設の機能確保に努める。これらの方向性に基つきまして、本格的な競技から市民の健康増進や体力づくりに資する、効率的で使いやすいスポーツ環境を提供することを目指しているものでございます。

具体的な取組につきましては、市長より御答弁申し上げた内容のとおりでございますが、これらの整備によりまして、本格的な競技から市民の体力づくりまで幅広い運動ニーズに対応するものでございますので、スポーツ推進計画の中でうたっている方向性に反しているということの御指摘は当たらないと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） 振興計画のことを言われました。ただそれはスポーツ基本法に基づきながら進められたと思うんです。そこで大事だと言われているところが、居住する地域において身近に親しむことができるようにということなんです。そういうふうになっているのかについて端的にお答えください。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 居住する地域において、スポーツができる環境をできるだけ維持する、こういった視点で今回の計画も策定しておりますので、その方向性に沿ったものと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） それは無理な答弁だと思うんですよ。居住する地域にと言いながら、区を幾つもまたいで——例えば、東灘区で言えば灘区へ行って、中央区へ行って、そして北区に、そこのしあわせの村を使ってくださいとか、そういうことを言うわけです。いろんな遠くまで行って、それは居住するになるんですか。それは本当に気軽に行けていたプールを失うということではないでしょう

か。そういった計画はやはり許されないと思うんです。

実際には、市民の声を聴いてきたというふうに言われるんですが、それを無視してきたから皆さん怒られてるんじゃないでしょうか。

予算議会において、文化スポーツの担当局長は王子プールの撤去は、スポーツ基本法に反しているという我が会派の質疑に対して、理念としては、様々な身近にあるというのは理想であると思いますが、やはり費用対効果とか、全市の最適配置というようなことを考えると、おのずと限界があると答弁されました。法の理念より費用対効果、つまりコストを優先するような、神戸市の姿勢を転換する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 繰り返しの御答弁になるわけですが、スポーツをできる環境、これを個々の1つ1つのスポーツの競技に特化して考えるのではなくて、広く大きく市民の健康を維持するためのスポーツ、体力づくり、こういった観点からこういった対応が適切かという観点で対応してきているものでございます。

今回の取組につきましては、できる限りその機能を維持すること、それからそういったスポーツを楽しめる環境を維持していくこと、さらには今回の取組によりまして、老朽化が進んでおりますスポーツ施設につきましても新しくリニューアルすることによりまして、市民サービスを向上していく、こういった考えで取り組んでいるものでございますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） だから上からこういった施設を用意したから大丈夫じゃないかっていう発想が間違ってるんじゃないかっていうことを言ってるわけです。

先ほどから言ってるのは、自発性・自立性、こういったものをこれからの時代のスポーツでは大事にしなければいけないというのは、これは法の考え方です。それを、こういう健康増進の施設があるから大丈夫だというふうにはなっていないということなんです。

ここで聞きするんですけれども、スポーツ基本法の自治体の役割を記した第12条にはどう書かれているか、今お持ちでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 持ち合わせておりません。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) では少し抜粋します。

第12条のところでは、スポーツ施設の整備等、国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツを親しむことができるようにすると書かれています。

スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、その他必要な施策を講ずることに努めなければならないというふうに言われてるんです。

整備しなきゃいけないときに減らしているから全くやっていることは逆だっているふうに言ってるわけなんです。

今いろんな声をこれまでも私も聞いてきました。またこの間もみんなの王子公園、そして動物園の会の皆さんが王子動物園や王子公園前で署名を集めているとプールの撤去なんていつ決まったのか、子供が楽しんでいるプールをなぜなくすのか、大学誘致のために子供や市民のプールをなくすなんてあり得ないという怒りの声が寄せられています。

王子公園ミニニュースでは、公園とスポーツ施設のリノベーションと魅力向上としていますが、大学誘致のために子供や市民のプールを犠牲にしてどうやって魅力が向上するんでしょうか、いかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、身近にスポーツができる環境を整備していく、こういった方向に基づいて今回の計画も策定しているものでございます。

そうした中で、そうした環境をいかに改善していくか、こういったものにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、この王子におけるスポーツ関係の施設、非常に築年数が過ぎて老朽化が進んできております。こういったものをいかにリニューアルすることによって市民サービスを向上していくか、また利用に当たりましてはできるだけ有効に、期間も含めて、プールには2か月しか利用できないという制約があるわけですが、利用できる期間を拡大することによって、市民サービスを向上していく、こういった考え方の中で今回の整備を進めてきているものでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) 私が暮らす東灘区からしあわせの村に行くとなると、車に乗って行くなり、全く今まで気軽に通えたところが通えなくなるわけです。

今回の整備計画の中でも気軽にスポーツができるということを書かれて、それを売りにされているわけですが、全く矛盾しているというふうに思います。

近隣の保育施設からは、来年から子供たちを通わせるプールがなくなるのは本当に困る、幼児をしあわせの村やポーアイに連れていくのは難しいとの声も寄せられています。

市は今、子育てしやすい神戸にするんだと盛んに言われています。しかしその点から都心にある身近で子供だけで行けるプールをなくすなんてあり得ません。

期間を長くして健康増進も言うなら、温水

プールにすれば、よりたくさんの方が利用できます。住民がスポーツの在り方に主体的に関わることをスポーツ基本法は要請していますが、まさに市民はその立場で声を上げています。それを神戸市が否定してどうするのかと思います。

結局、大学誘致ありきで市民や子供の施設を犠牲にするということではないでしょうか。

市民の願いに沿って、王子公園再整備計画は中止、再考することを求めて次の質問に移ります。

続きまして、御影の市場の問題について質問させていただきます。

今、神戸市は阪神側にも面談したんだと、そのときに丁寧・誠実な対応をお願いします、そう言ったと言われてるんですけど、実際今そういうふうになってると思っていらっしゃるのでしょうか、いかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 私ども誠実な対応、丁寧な対応をお願いしますということをお願いを申し上げました。その後、弁護士同士で話し合いをされてきたという経緯もございますけれども、なかなか話し合いの決着はつかなかったということから、現在、裁判というような形で舞台を移しているという状況でございます。

いずれにしましても、この当事者間での話し合いというものがいい形で決まっていくということをおもとして願っているところでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) 結局、それではなっていないですね。これから質疑の中で、その後も丁寧・誠実な対応が行われてこなかったということについて明らかにしていきたいと思うんですが、実際にその後、裁判を起こされた。これをほっておいたら、地域で長

年愛されていた市場がなくなってしまうわけです。御影市場、そしてすぐ横には大手筋商店街もありますが、神戸市として、これらの地域の店舗が地域に果たしてきた役割というのをどのように考えているのか、まずそこをお聞きしたいです。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 小売市場、そして商店街が果たしてきた役割というのは、昨日も質疑のやり取りがございましたけれども、地域の活性化のため、そして住民の方へのサービスの提供という意味で大変大きな役割を果たしていただいているということは重々承知をしているところでございますし、そのために市場商店街に対して様々な支援策も実施をし、継続・発展ができるように施策を行ってきているということも、これも事実でございます。

ただ今回の件につきましては、高架工事、これが耐震化の関係で工事を行わざるを得ないということについては、旨水館の皆様方も耐震化工事の必要性については理解を示しておられるというふうにもお聞きをしております。

その中で双方が円満な解決が図られるということが、私どもとしては大変望ましいというふうを考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) 耐震化の問題については、後ほど質問するんですが、やはりこの存在というものをもっとリアルに感じていただきたいし、その役割について理解していただきたいと思います。

今もたくさんの方が買物に来られています。少しだけ声を紹介したいというふうに思います。

高齢の人間には昔から通っているなじみのお店が一番、お店でも話しやすい、スーパー

では人も多く、歩き回って1つ、2つだけ買うというのは難しい。以前かまぼこ屋さんが閉めるという話もあったんだが、地域の人も市場の人も一緒に止めて戻ってもらえた、そういう声が届きやすいのが一番なんだと。

その中で通っている人自身もなじみのある、買物先であるというだけじゃなくて地域のコミュニティーになっている、そして、そういったことを全く理解していない阪神のやり方は一方的過ぎるというふうに言われています。

改めてちょっと歴史的なところも振り返ってみました。当時の歴史を示したパネルというのが、この市場の中では展示されています。

これは昭和初期の頃の阪神御影駅付近で、まさにこれまだできてないんですよ、阪神が。だから阪神ができてから移動してきたという方はたくさんいらっしゃいます。

実は、あるお店はもう105年やってるんだというふう言われて、以前はもう少し下に中西市場というのがあったと。阪神がここに電車を通すことになり、それに呼ばれる形でここに来たのが1930年代で、60年を超えて80後半になってもここで働き続けている人が複数おられます。

市場を呼ぶことによって、人が寄り、阪神電鉄は発展しました。そしてそれは御影のまちの象徴的な空間となってきたわけです。

市としてこうしたかけがえのない環境を失わせてはいけないと思うんですが、そこについてはいかが思いますか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 今、先生のほうからるる御説明をいただきましたけれども、旨水館は大正9年3月に確かに御影中西市場として設立をされて、大変古い歴史を持った小売市場であるということは重々承知をしてございます。

住民のサービス、そして先ほどコミュニティーの醸成のためにも重要な役割を果たして

こられたということも私どももよく存じ上げてございます。

そういう意味で市場の重要性というものを私ども決して否定することではなく、支援をさせていただくというような立場でやらせていただいているところでございます。

ただ、高架橋におきましては、耐震化工事というのも大変重要な視点でございまして、阪神・淡路大震災のときのことを思い出しますと、この高架橋がかなり倒れて大きな被害が出てというような状況もあったところがございます。あれが営業時間中でありまして、いろんな乗客の方に対する影響というのも大変大きなものがあつたのではないかとこのふうにも思ったりするところもあるわけがございます。

そういう意味で耐震化工事というのも大変必要な状況でございますので、私どもとしましては、当事者の間で円満な解決が図られるということ強く望んでいるところでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) 耐震化の問題ちょっと後でしようとしたんですが、やっぱり今、それだけ耐震化だ、耐震化だと言われるので、それについてに関わって質問をまずしたいと思います。

耐震化は必要だっていうのは、その皆さんも感じていらっしゃいます。ただそれがどういうやり方をするかということなんです。

以前にも言いましたけど、耐震化工事というのは、以前から話があつたと。市場のほうと阪神側と3軒、4軒ずつ移動していったら、閉めることもなく続けられるんじゃないかっていうのは10年、もっと前もいろいろ話があつたから過去にもあつたかもしれません。

結局そういう形で阪神としては安全が守られるし、市場としては営業は続けられるという話があつたんですよ。もともとそういう話

があったというのは、ごめんなさい、知らないかなみたいな顔されてるんですけど、御存じですか、いかがですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 個別のそういったお話し合いというのは、私存じ上げません。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） 結局だからやり様なんです。

だから耐震化が必要ないなんていうのは言っていない。ところがその中でやり様があるということをお願いしたい。

先日、高架下にある、ある民家の方からお電話がありました。追い出されるんじゃないかという心配の声があったお宅です。

その方から御心配をおかけしましたが、残れることになりましたと言われて、びっくりしたんです。理由を聞くと、それは隣の工場が撤去するので、その横を耐震化したら、その家に手をつけなくても耐震化ができるという話だったというふうに言われたんです。

じゃあいつまでいられるというふうに言ってるんですかと言うたら、特に日はもう言われてないんです。だから、やり様なんです。

今の事例なんかも示しながら、耐震化をしながら立ち退きをしないでも進む道があるんじゃないか。神戸市としても、本当にこの存在を大事だというふうに思うのであれば、阪神側にそういったことも、今の事実も示しながら求めていただければと思うんですが、いかがですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 具体的な工法、やり方等々については、それぞれ現場の状況とかそういったものによっても変わってまいりと思いますので、それこそ当事者間で話し合っていていただく問題だというふうに考えてござい

ます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） 両立する道を私は言いました。それは確かに工法的には難しい問題があるかもしれない、それは分からないっていうふうに言われてるんですけど、ここは残したほうがいいというふうに残せるなら残したいというふうに神戸市も思っていらっしゃるんですよね、そこ確認ですが、いかがですか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 先ほどから申し上げておりますように、旨水館といいますか、小売市場の重要性ということは私どもも十分認識をしているところでございます。

その中で、丁寧な対応を求めるということにつきましては、全般的に、先ほど今、先生のほうからお話ありましたように、工法とかいろんなことがあろうかと思えますけれども、そういう商売をする方に寄り添った対応をしていただきたいということを私どもとしては要望させていただいたということでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） だから今の話も知らなかったら、具体的にはこうやったらいけるんじゃないですかという話できないです。

そういう話をしましたということじゃなくて、今から言えばいいんじゃないですか。

これね、委員会でどっちの肩を持つものではないみたいな言い方されて、私本当に腹が立ったんですけど、これだったらどちらも両立するわけです。裁判が始まっている、しかし、これをやっぱり円満に解決していこうと、誰にとってもいいことじゃないかと、阪神にとってもいいことだ、ここに住んで仕事してる人にもいいことだ、であるならば、今からでも言えば——いかがですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 現場の状況等々は、当事者間が一番よく御存じだというふうに思いますが、現実には訴訟が提起をされておりまして、その中でのやり取りというのも様々なことがあろうかと思っておりますので、現時点では神戸市としてコメントするのは難しいというふうに考えてございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) そういうふうに言われるんですけど、やっぱりいろいろ本当に挑戦していきなさいいけない、それを本当に今、別に私言うたこと難しいことじゃないですから、やっていただきたいんです。

この間、署名コーナーができました。だから残してくださいという署名で、こうやって市場の中で署名のやつがずっと並んでるわけです。最近ですから、これから集まってくると思います。こういった形でまさに今動き出してるんです。

お店の方は、例えばあるお店は7年前に2,000万円かけてリニューアルしたと。今回の立ち退きが分かっていたら、そんなお金かけなかったって言われてるんです。

また、実はこの2~3年で開店したお店というのは多分5軒や6軒は絶対あるんです。新しい店がいっぱいあるんです、あそこ。

今年の2月に数百万円かけてリニューアルしたところもあって、別の意味で賠償問題にもなるような事態となっています。

それに対して坪単価20万円、狭いところと言うと200万円程度かなというふうに言われているんですけど、それを来年の3月までに出ていってください。そして戻ってきてはいけませんというふうに言って、しかもそれについて文句言ったら一銭も出さないというふうに言ってるわけです。

数年前に市場として、電気設備を新しくし

たときも阪神には伝わっていたんです。許可もしてたわけなんです。それなのにこれが'22年10月に契約の解除の旨が出されてということなんです。

御影市場には、K I C Cというところもあります。御存じだと思いますが、'21年3月に入ったわけですが、次の'22年10月に出ていってくれという話が出たと、外郭の審査の中でも分かっていたら入居しなかったというふうに答弁されてるわけなんです。内装費もかなりかかったと答えられてます。これ、どういうふうに答弁されたか、どれぐらいかかったって言われたかお聞きですか、いかがですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 今は持ち合わせておりません。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) このときの答弁で言うと、内装費は638万円かかったということなんです。神戸市だって怒らんとあかんわけです。

多くの方がこういった理不尽な中、本当に複雑な思いで今、経営を続けておられます。地域の方の毎日のお買物をしている場所が奪われようとしているわけなんです。

こういったことに対して、やはり神戸市として言わなさいいけない。神戸市としても、今の話ね、こんなことになるんやったらここに居は構えなかったよというふうなことを言われている。神戸市としても、これはおかしいんじゃないかと言うべきだと思いますが、いかがですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 今回の訴訟が双方によって提起をされておりますけれども、この訴訟の一番重要なポイントは、この高架下の

土地に対する借地権があるかどうかということが大きな争点、つまり契約の根本に関わる解釈が争点になっているというお話を伺ってございます。

そういう意味で言いますと、これはもう当事者間で解決を図っていただく以外に方法はないというのが私ども実態として感じているところでございますので、そういう状況の解決というものが円満に行われるということを私ども強く願っているところでございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) もう心の中で幾ら願っても解決しませんので、行動していただきたいと思います。

阪神側は、この跡地をどうするつもりなのかというのはまだ何も言ってないんです。このままいくと巨大な買物空白地もできてしまう、そういう面で言ってもまちづくりの危機だと思います。

地域住民の思いはこれから署名で寄せられていくでしょう。この間、先日もネットの記事になったということで、いろんなお店で反響が出ているというふうに言われています。これからが本当の正念場となります。ぜひ神戸市として商店や住民の皆さん、地域の皆さんにとってかけがえのない場所を守る姿勢から取り組んでいただきたいということで次の最後の質問に移ります。

神戸空港の問題ですけれども、神戸空港は今後の予測もして拡張していると、市民の声はもとよりというふうに言われてるんですけど、いろんなところから聞いたという話のほうが大きいと私は思います。

市民に今神戸市として力を入れてほしいところはどこかと言ったら、それはやっぱり子育てしやすいまちにしてほしい、あるいは苦しい今の生活を応援してほしいというふうに言われると思うんです。ここに巨額の予算を費やす、それを今進めてほしいということで

はないと思います。

今回の計画については、実はもう計画を見たら分かるんですけど、4月の大阪万博までに、とにかく3月までにやるんだということも言われているんです。

ところが今、むしろ万博が大阪でおもしろになってきてるんじゃないかっていうぐらいの状況じゃないでしょうか。先日もガスの爆発もありまして、行くこと自体に心配の声も広がっています。

こうした中で、いまだに神戸市は、発着枠を拡大するという話はするんですけど、関空なんかは数字を出してるんですけど、万博目当てで旅客数が増えるだろうということしか言えない。わざわざ万博に間に合わせて巨額の工事を行いながら、それでどれだけの旅客数が増えるか、この巨額の工事に対して、そこが説明できないのはおかしいと思いますが、いかがですか。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 今言われていますのが新ターミナルのお話だと思いますけれども、この2025年の春に向けてターミナル工事をやらせていただいているところでございます。

来年の春には国際チャーター便が就航することになってございます。そして国内線の枠の拡大が行われるということになっているところでございます。

それに向けて各航空会社も意欲を示しておられるところが新聞報道等でも出ておりますけれども、様々出てきているところでございまして、そういった対応というのは大変急がれますので、その工事は時期を逸することなく今行う必要があるというふうに考えてございます。

(「議長」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 西君。

○48番(西 ただす君) 具体で春までと言われたんですけど、2月や3月までに工事する

言うても急ピッチでやられてるのは、この間委員会の質疑でも明らかになってます。

そもそも大阪万博に行く気があるのかという世論調査したら、去年の段階で8割は行く気はないというふうに答えて、さらに今回の事故もあって、学校から子供を連れていくことへの心配の声も上がる状況になっています。

こうした中で急ピッチで空港の整備を進めることは道理がないと思います。

そして、先ほどからの質疑でも——というかこの間、経済効果を単独で言えないということがやっぱり大きな問題だと思うんです。

もともと市民の所得を上げ、増えた税収で市民福祉の向上につながるんだというバラ色の未来を描かれて、必要性を市民に説いてきた、説得してきたわけです。

この空港独自の経済効果を局に質問しました。それだけでは答えられない、細かい指標で今は答えられないんですと言われるんですけど、市長、これから大きな開発をして進めていくわけですけど、神戸市の影響は答えられない、具体的に言えないというのはおかしいと思いませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 計画段階の中でもそういったお話もいただいております、お答えをさせていただいておりますけれども、開港後の経済状況等々を分析いたしましてもGDPが増えている、従業員が増えているというようなデータはあるところでございまして、どこかの段階でまた神戸空港の経済効果というのもしっかりと皆さん方に学識経験者等にも議論をしていただいております必要があると思っておりますけれども、傍証を見ただけでも経済効果は十分あるというふうに考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） そう言われてずっと

来たんです。今回700万人の目標というふうにされてるわけですけど、結局、前の計画はそれをまだ430万人という開港時の予測も達成してない。今回700万になる、今の乗っている人の倍なんです。それを達成しないということであれば、私は神戸市にも、市長にも責任があると思うんですが、いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 今西副市長。

○副市長（今西正男君） 神戸空港の需要予測というものは、最初の御答弁でも申し上げましたように、国の4段階推計法、そしてまた関西エアポートがエアラインに聞いた需要等も一致するということから、精度の高い予測であるというふうに考えてございまして、もちろんコロナのような突発的な出来事が起こったときにはそういった修正が入る可能性もありますけれども、現時点では精度の高いものというふうに考えてございます。

（「議長」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 西君。

○48番（西 ただす君） 4段階のやつは前もやりました。そして今回もそれでやられているわけです。前のところがうまくいかなかったのに今回うまくいくという根拠がやっぱり示せないんです。

今回の質問は、やはり王子公園は国が進める市民の声よりも、国や自治体が自由に使えるようにしていこうという、本来であれば、市民の声を重視しなきゃいけないのに、国や自治体のほうの自由にしていこうという問題でした。

空港もここにこんな予算を投入して、市民生活や子育てを置き去りにする問題です。

そして地域に根差したお店や地域の願いが、巨大な資本により脅かされているのが阪神の今問題です。

神戸市として、地方自治法に定める住民福祉の向上の観点から行動することを切に願い、

私の質問とします。

以上です。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 御苦労さまでした。

この際、副議長と交代いたします。

（坊議長退場）

（堂下副議長議長席に着く）

○副議長（堂下豊史君） 次に、31番赤田かつのり君。

（31番赤田かつのり君登壇）（拍手）

○31番（赤田かつのり君） それでは、西 た  
だす議員に続いて私から質問いたします。

神戸市は2021年——令和2年度から市内の  
住民基本台帳に登録された個人情報に基づき、  
18歳と22歳の市民の住所・氏名・性別・生年  
月日を電子データで、本人の同意も市民への  
告知もなく、自衛隊兵庫地方協力本部に提供  
しています。これはプライバシー権を保障し  
た憲法13条に違反する行為です。自衛隊側か  
ら依頼してくるままに個人情報を提供するこ  
とは中止するべきと考えますが、いかがでし  
ょうか。

次に、今後の垂水区のまちづくりの在り方  
に関連してお聞きします。

垂水駅周辺や郊外の宅地造成などの整備を  
進めてきましたが、どこで暮らしていても安  
心して住み続けられる、人に優しいまちづく  
りになっているのでしょうか。

そこで2つ提案があります。

市営住宅マネジメント計画で、乙木谷第  
二・本多間・東高丸の3つの市営住宅の廃  
止・縮減を中止することです。

現在、入居中の住民の適切な転居先は簡単  
に見つかるものでありません。改築も含めて  
再検討し、住み慣れた環境での従来どおりの  
生活を保障するべきと考えますが、いかがで  
しょうか。

もう1つは、医療の提供体制を引き上げる  
ことです。

垂水区は全国及び市内平均値を下回ってい  
ます。例えば、人口10万人当たりの病床数を

比較すると、2023年——令和5年4月1日時  
点で、神戸市全体では827床、しかし垂水区  
は442床で最も低い数値となっており、入院  
ベッド数が足りません。とりわけ入院ができ  
る産科・小児科病床の確保をという区民から  
の願いは切実です。

産婦人科や小児科病床を確保できるように、  
神戸市として手だてを打つべきだと考えます  
が、いかがでしょうか。

最後に、障害者への支援についてお聞きし  
ます。

精神や身体の障害者の外出を支援する移動  
支援サービスがあります。しかし、実施して  
いる事業所に問合せをしても、希望どおりに  
利用しにくい状況です。

例えば、障害者の家族からの問合せに、事  
業者が登録しているヘルパーが限られている  
ので即座には対応できません。往復の時間が  
数時間かかるところはちょっと難しいです。  
予約は2週間前にしてくださいなどと返答し  
ている場合があると聞いています。つまり、  
人手が足りていないんです。

各事業所の実態を把握して、障害者が移動  
支援サービスを利用しやすくなるよう、神戸  
市として支援をするべきと考えますが、いか  
がでしょうか。

以上です。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 赤田議員の御質問にお  
答えを申し上げます。

私からは障害者サービスの現場における人  
手不足への対応につきましてお答えを申し上  
げます。

この介護人材の不足につきましては、全国  
的な課題であると認識をしております。障  
害児・者が適切なサービスを受けられるよう  
にするためには、国が定める障害福祉サー  
ビス等報酬が適切な水準であることが必要です。

令和6年度には報酬改定が行われたところ

ですけれども、その影響・効果について注視をし、必要に応じ、国に対しても必要な提言・要望などを行っていきたいと考えております。

その上で本市といたしましても高齢化と障害者の増加による介護ニーズの高まりから、介護人材の確保と育成は重要な課題であると認識をしております。

処遇改善と職場環境の改善のため、本市では介護・障害福祉サービス事業所で働く介護職員の確保に向け、コウベ d e カイゴと題し、介護人材の確保・定着の取組を推進しております。

処遇改善の取組といたしましては、介護職員の住宅手当を一部補助する住宅手当等補助制度、神戸市高齢者介護士認定制度の合格者に対して、介護福祉士資格試験合格までの最長5年間、キャリアアップ支援金として月額1万円を支給するなど、様々な取組を行っております。

また、業務負担軽減・労働環境改善を図るため、介護記録システムやICT機器等の導入費用の一部の補助も行っております。

さらに介護職の魅力向上のため、介護職員を対象とした補助金などの支援情報を分かりやすくまとめたホームページを作成し、SNSも活用しながら、国内外に向けて情報発信を行っております。

障害福祉サービス事業者に対する本市独自の支援としては、重症心身障害者を受け入れる事業者に対し、介護給付費の支給とは別に加算制度を設けております。

さらに令和6年度からは、要医療ケア重症者の送迎に看護師が添乗する場合に支給していた加算の対象施設を重症心身障害者が利用する全ての生活介護事業者に拡大するとともに、単価も増額することといたしました。

このほか、令和5年度からは、障害者の方が御本人の意向や生活状態に応じたサービスを受けられるように、計画相談支援事業所に

対し、相談支援専門員の人材確保支援費助成を拡充したところです。

今後とも神戸市独自の介護人材の確保・定着に向けた取組を推進するとともに、今般行われた報酬改定による影響を注視し、国への必要な提言も行っていきたいと考えております。

国における対応は非常に重要でありまして、必要に応じ、指定都市市長会でも議論を行い、国に対して必要な行動を取っていきたいと考えております。

ほかの御質問につきましては副市長からお答えをさせていただきます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 私のほうから大きく2点御答弁申し上げたいと思います。

まず1点目の自衛隊への個人情報の提供について御答弁申し上げます。

自衛隊への募集対象者情報の提供につきましては、自衛隊からの依頼を受け、自衛隊法第97条及び同施行令第120条を根拠に毎年各年度に18歳・22歳になる方の情報を提供しているものでございます。

自衛隊法第97条第1項及び同施行令第120条におきましては、自衛官募集事務は市町村がその一部を実施すること、防衛大臣は市町村長に対し、資料の提出を求めることができる旨、規定されているところでございます。

一方、個人情報保護の観点におきましても、個人情報保護法第69条第1項で、個人情報の提供を制限しているところですが、法令等の規定がある場合はその限りではない旨、規定されておりまして、提供の根拠としている自衛隊法施行令第120条はその法令に該当する旨、国からも示されているところでございます。

このように、自衛隊の依頼を受け募集対象者情報を提供することにつきましては、法令に根拠があり、個人情報保護法においても提

供制限が解除されていることから、適切な対応であり、中止することは考えていないものでございます。

それから2点目でございますが、垂水区についての御提言がございました。

まず、市営住宅マネジメント計画についてでございますが、このマネジメント計画におきまして、垂水区では、本多聞住宅の1から4号棟、乙木谷第二住宅において廃止とし、その後のスケジュールや移転料、住み替えあっせんの進め方等を説明し、順次進めてきているところでございます。

移転料の額につきましては、近畿地区用地対策連絡協議会の算定する損失補償の基準単価に沿って、相応の移転料を定額でお支払いしているものでございます。

今回、社会経済状況の変化により、基準単価が大幅に上昇したことを受けまして、今年度より移転料を増額改定したところでございます。

また、第3次市営住宅マネジメント計画におきましては、良好な市営住宅ストックの形成、将来需要を踏まえた市営住宅財政の健全化のため、管理戸数を縮減する等の方針の下、市営住宅の再編事業に取り組んでいるところでございます。

本多聞住宅1から4号棟及び乙木谷第二住宅は、築後40年を超えたエレベーターのない住宅であり、過去の平均応募倍率も0.3倍であったことから、今後現地で長年にわたって存続させることが難しいため廃止とし、入居者の方に移転をお願いしている状況でございます。

移転先の候補として、比較的新しいエレベーターつき市営住宅の空き住戸を確保しており、入居者の意向を聞きつつ、理解と協力の下、円滑に移転が進むように丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、垂水区におけます医療体制についてでございます。

御指摘いただきましたとおり、垂水区は全区で人口10万人当たりの病院の一般病床数が最も少ない区であり、産科病床・小児科病床を持つ病院もなかったことから、垂水区内での産科機能・小児科救急を含めた救急医療の確保・維持が以前より課題となってきたものでございます。

こうした状況を踏まえまして、令和元年度、垂水養護学校・垂水体育館跡地を活用して、産科・小児科救急を含む急性期医療を担う中核的医療機関の整備事業者の公募を行ったところでございます。

その結果、神戸徳洲会病院を事業者として決定し、令和5年4月1日から定期借地を開始しているところでございます。

神戸徳洲会病院におきましては、事業者として決定された後、令和3年10月から産科婦人科混合病棟を設置し、現在、産科病床は9床を確保されているところでございます。

一方、令和7年2月の開設に向け準備を進めてきたところでございますが、神戸徳洲会病院におきまして、医療安全管理体制に複数の問題点があったことから、昨年8月に文書指導、本年2月に改善措置命令を行ったところでございます。

今後、徳洲会病院の改善状況につきまして、保健所による定期的な立入検査等により、確認しているところでございますが、改善計画が達成されたかどうかの判断は、行政による検査確認のみならず、地域医療関係者及び医療安全管理に関する有識者等からの御意見を踏まえた上で行いたいと考えているところでございます。

神戸徳洲会病院の移転・再整備につきましては、有識者会議からの意見も踏まえ、安全管理体制をしっかりと構築した上で進め、垂水区の小児科と産科の病床を確保し、医療提供体制の強化を行っていきたいと考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、個人情報の問題からです。

神戸市は、個人情報提供を令和2年度から開始いたしました。令和2年度から令和6年度までで22歳になる人は5万9,627人、そして18歳となる人は令和2年度から令和5年度で——令和6年度はまだのようなんですけれども——5万2,611人というふうに資料を事前にいただいております。

いずれの年代も毎年約1万4,000人弱の情報を電子媒体で自衛隊に提供してきているわけでありませう。

そこで確認しますけれども、住所・氏名・性別・生年月日という——住基4情報というんですね、これをみだりに公表しない自由が国民の私生活上の自由として憲法13条により保障されているということは、神戸市の見解としてそれはお持ちですか、持ってますよね。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 自衛隊への募集対象者情報の提供とその憲法の関係で御質問をいただいたものと認識しているものでございますが、自衛隊への募集対象者情報の提供につきましては、自衛隊法第97条第1項及び同施行令第120条に基づいて提供しているものでございます。（傍聴席より発言する者あり）

個人情報保護の観点においても、個人情報保護法第69条第1項において個人情報の提供を制限しておりますが、法令等の規定がある場合はその限りでない旨、規定されておまして、国のほうからも提供の根拠としている自衛隊法施行令第120条は法令に該当する旨、示されているところでございます。

このような対応でございますから、憲法に違反するものではないと考えているものでございます。

○副議長（堂下豊史君） 傍聴の方に申し上げ

ます。

議事の妨げになりますので、静粛にお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） 要するに、憲法13条に規定されたプライバシー権の保障を必要とするものであるということ、これは間違いないですね。

そのことを前提にして、では、原則非公開であるこれらの個人情報を本人の同意も得ずに実際に提供しているわけでありませう。

お聞きしたいのは、住民基本台帳の個人情報の提供は、自衛隊法97条や同施行令第120条の条文の中に明示されていますか。

ちょっと読みませうよ。97条第1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と、こう書かれています。それだけです。

それから、自衛隊法施行令第120条には、「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」と、こう書かれてあるわけであって、この条文をどこからどう読んでも、個人情報の提供というのがあると読み取るのは無理があると思うんですよ、違いますか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 今、法文等を御説明いただいて、それに沿って、その法令に基づいて自衛隊のほうから募集情報の提供依頼を受けましたので、それに基づいて神戸市として法令に基づいて、適切に対応しているものと認識しております。（傍聴席より発言する者あり）

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） 自治体独自で法令に基づいて、国の判断が正しいかどうかということについては判断すべきでしょう。

こういう書物があります。自衛隊法の解釈を定めた文献で、防衛法という書物が——これが1970年代かな——出されましたけれども、ここでは、この自衛隊法施行令の趣旨に個人情報提供を求める内容は含まれていないと見るべきであるというふうに、兵庫県の弁護士会が述べてるんです。つまり、法令上の根拠はないんです。

また、国会でも防衛大臣が、これは我が党の質問に対して、個人情報の提供は自治体の義務ではないということ認める答弁を——昨年かな、しているんですけれども、御存じでしょうか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 今国会での答弁という部分については私は把握しているところではございませんが、先ほど来、申し上げておりますとおり、法令で規定されているものに基づきまして、自衛隊のほうから情報提供の要望を受け、それに基づいて市として適切に対応しているものと考えているものでございます。（傍聴席より発言する者あり）

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） これはまず法令に基づいてとあくまで言いますけど、政府自身もこういう答弁をしているんです。

2003年に当時の防衛大臣が、私どもが依頼をしても応える義務というのは必ずしもございませんと、私どもは依頼をしているわけでございますし、そのことについては答えられないということであれば、それはそれで致し方ないということでございますということで、あくまでも依頼であって、これはまず義務ではないというふうに国自身、政府自身が答弁している。これが確立した政府の解釈となっ

ているんです。

ですから、どうするかという対応はもちろんこれはもう自治体としての判断、つまり5万数千人の18歳・22歳のそれぞれの市民の個人情報をも市民の知らないところで説明もなしに提供しているということ、これは神戸市自身がそういうことをやっているんです。そのことを問題にしているわけであります。

つまり、依頼だから断る権利というものがあるわけでしょう。その辺見解はいかがですか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） 赤田議員がおっしゃるとおりなんです。これは自治体としては断ることはできますが、これは神戸市の判断として提供しているということです。（傍聴席より発言する者あり）

これは、29年前に阪神・淡路大震災のときには自衛隊によりまして、多くの人命が救われ、また支援者に対する支援も行われました。

また、能登半島地震被災地域におきましても自衛隊の活動は大変重要なものであります。

さらに自衛隊は我が国の防衛という極めて重要な任務を背負っているところでありまして、自衛隊はこれらの任務を全うするためには必要な人材・人員を確保する必要があり、神戸市としては自治体として、自衛隊の人員確保に協力することが適切であると、こういう、これは国がどうだからということではなくて自治体としての神戸市の判断で提供しているということです。

○副議長（堂下豊史君） 傍聴の皆様、重ねて申し上げます。静粛をお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） 自治体としての判断と言いますけれども、個人情報というのは、これは原則非公開であるということね。重要な問題で人権問題なんです。

その情報を提供するという事自体、これあまりにも人権を侵害する行為と言わざるを得ない。だから憲法13条を問題にしてるんですよ。

この13条についての神戸市としての理解というのは、これは13条を守る立場なんですか。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) もちろん私どもは憲法を遵守する立場にありますから、憲法13条も尊重をして対応しているつもりです。

今回の私どもが行っている電子情報の提供が憲法13条に抵触するものではないと考えておまして、この点は訴訟の中でしっかりと主張したいと思っております。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 赤田君。

○31番(赤田かつのり君) 別の角度からちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、自衛隊と神戸市との間では、2020年——令和2年2月10日に自衛隊兵庫地本と久元神戸市長とで募集対象者情報の提供に関する覚書というものを交わしています。そして6月に、22歳と18歳の電子データを電子媒体で提供しています。当時で22歳になる人2,344人、18歳になる人は1万3,555人提供しているということになっているんです。

ところが、これは令和2年12月18日に全国の自治体へ住民基本台帳の一部の提供が可能という通知を出すということで閣議決定されておりまして、そしてそれを受けて、翌年、令和3年2月5日に防衛省と総務省から各都道府県及び市区町村担当部長宛ての通知、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてという、この通知が出されているわけでありまして。

つまり、国の動きよりも先に神戸市が電子データで個人情報を提供しているということなんです。

つまり、最初の答弁にあった自衛隊法や施

行令、法令の根拠を問わず、情報提供をするということ、こういうことを平気でやっているんです。法令に基づかずにそういうことを行うということ自体が非常に問題なんです。

これはどういうふうな見解なんですか。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) 国からの通知があろうとなかろうと、自衛隊法第97条1項と施行令120条は存在してるわけですから、その規定に基づいて神戸市の判断で提供しているということです。(傍聴席より発言する者あり)

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 赤田君。

○31番(赤田かつのり君) その97条も120条、それぞれ2つの法律のどこにも個人情報の提供については何も規定もされていないわけであって、そんなことが続けられてしまえば、とてつもなく拡大されていると言ってもいいと思うんです。

実はこの令和4年6月22日に兵庫県弁護士会が自衛隊の個人情報提供に関する意見書を出してます。御存じだと思うんです。そこでこのように指摘しています。

もし仮に自衛隊法97条1項等を根拠規定として、個人情報の提供を認めることになると法令上、提供対象となる情報が何ら限定されていないため、住基4情報に限らず、当該対象者の家族構成・経済状態・健康状態など、地方自治体が保有する自衛官募集に有益と考えるセンシティブ情報についても、無条件に対象にされる危険性があるというふうに警鐘を鳴らしています。さらなる人権侵害につながると指摘しているわけなんです。

だから法令に根拠はあるとかって言いますが、根拠はどう見てもこれは記されていません。ですから、見解は撤回すべきでないでしょうか、いかがでしょうか。(発言する者あり)

(「議長」の声あり)

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 兵庫県弁護士会からの文書——意見が表明されている分については承知しているところでございます。

繰り返しの答弁になるわけですが、自衛隊に募集対象者情報を提供することは法令に根拠があること、また、個人情報保護法においても提供制限が解除されていることから、私どもとしては憲法第13条に違反するものではないと考えているところでございます。

また、住民基本台帳法との整合性についても、国から改めて募集対象者情報を提供することは、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるというものではないとの見解も示されておりますので、特に問題はないと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） そんなこと言いますけど、全国の政令指定都市が20ありますが、札幌・新潟・静岡・名古屋・京都・大阪・堺・岡山・福岡・北九州・熊本、この11市——私が承知してるのは——では、市民に周知するとともに、情報提供を希望しない市民には、申請があれば名簿から除外をする扱いをしているわけです——除外申請をしていますが、神戸市は他都市のような除外申請をするという考えは、ないということを知っていますが、やっぱりないんですか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 提供を希望しない方を除外するということにつきましては、法令等の定めは特にないわけでございます。それぞれ自治体で取扱いが異なっているわけですが、除外しないことについて法令等に規定がないわけでございますので、法令に基づき、これまでどおり適切に対応していきたいと考えております。特に変更する考えは持っておりません。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） 住基4情報を勝手に情報提供すること、あるいは情報提供されるのは嫌だと思っている人——様々な理由で、嫌だと思っているにもかかわらず情報提供を一方的に行う、つまり除外申請を認めない、これは憲法13条に規定されたプライバシー権の侵害なんですよ。そういうことをやっぱり受け止めないというこの姿勢自身が問題だと思います。

地方自治というものは、平和への侵害から住民の自由や権利を——自治体の権限を守るためにあります。

地方自治体には、行政を地域住民の意思に基づいて自主的・自立的に行う役割があります。自衛隊への個人情報提供は、地方自治の在り方を問う問題でもあります。また、議会に諮ったこともございません。

自治体が応じる義務というものはないということを知り上げて、次の質問に移ります。

（発言する者あり）

市営住宅についてなんですけど、この3つの市営住宅のあっせん先がこれは7か所同じなんです。しかし、先ほど倍率の低さでもって廃止するというような御答弁がありました。長年住み続けてこられた、親しんでこられた方々にも我々お話を伺いました。

だから移転に関するアンケートを実施すると、希望する市営住宅というのは、できたら本当は移りたくないんだという声、それからできるだけ近くにとということで、希望するところが集中すると、そうなってくると隣近所でいろいろある中で、諦めたり、妥協したりということもあって、御回答されているようなことも伺っています。

80歳を超え、ひとり暮らしの方もおられ、大変困惑しているんです。

あっせん先の中には、ちょっといろいろ調べてみますと、例えばトーホーストアが撤退

している地域があって、そこはショッピングストアができなかったということで、買物はとても不便なところもあります。

3つの市営住宅は、とても落ち着いた環境だと思います。エレベーターつきに建て替えをして、いつまでも住み続けたい住民の願いに応えるべきではないでしょうか。そういうふうにしたほうがもっと魅力的なまちになると思うんですが、いかがですか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 先ほども御答弁申し上げましたが、この第3次市営住宅マネジメント計画におきまして、良好な市営住宅ストックの形成、将来需要を見据えた市営住宅財政の健全化のため、管理戸数を縮減する等の方針の下で、市営住宅の再編事業に取り組んでいるところでございます。

繰り返しの答弁になりますが、今回廃止をお願いしております住宅につきましては、築後40年を超えたエレベーターのない住宅、また過去の応募倍率も0.3倍ということから、今後、現地で長年にわたって存続させることが難しいと判断し、廃止としたものでございます。

今回、入居者に移転をお願いしている状況でございますが、移転先の候補として、垂水区内をはじめとした比較的新しいエレベーターつき市営住宅の空き住戸を確保しております。今回アンケート等、入居者の意向もお聞きしながら、理解と協力の下で円滑に移転が進むように丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） 現地見ましたけど、すごく環境いいんですよ、今のところもね。そういうところを供給の戸数の問題とかいろいろと——それは確かに空き住戸もありますから、調整をすればいいかも分からない。だ

けどまた同時に市営住宅そのものは条件さえ合えば移り住みたいと思う人もいると思います。

ですから、そこは本当にまず今住んでおられる方々というのは、引っ越し・転居さえも精神的にも苦痛だと言われてます。そういう人たちに引っ越しの転居費用のこととか言われますが、転居費用だって、これが改定はされましたけど、それでも十分とは言えないという声も聞くほどなんです。やっぱりそれは転居そのものが非常に負担に感じておられる方もおられるという、この事情というものはしっかり踏まえているとは到底思えません。

また、この問題についても今後とも取り組んでいかなきゃならない課題だというふうに私は認識しています。

病院についてちょっとお聞きしますが、先ほどの答弁の中で産科の病床数が徳洲会の9床と言われましたが、これは新病院になって何床になりますか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 今回提出されている計画では14床となっているところでございます。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） たった14床でしょ、足りません。かつては入院ができる病院というのは複数あったんです。

やっぱりどこで暮らしていても産科・小児科、いざというときに入院ができるような体制をつくるということ、本当に垂水区の医療体制が遅れているならば、やっぱりそういう整備をしっかりと行うということで手だてを打つという計画はお持ちでないように思うんです。そこを改めるべきじゃないでしょうか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 今回の中核病院の整

備の計画につきましては、今御指摘いただいておりますような状況を踏まえて、垂水区内における産科・小児科・救急の医療体制をいかに確保していくか、こういった視点から、中核病院の誘致という形で事業を推進してきたところでございます。

あわせて、市内における産科・小児科、または救急医療、こういったものについては、垂水区の立地からしますと、周辺の区での受入れも当然可能となるわけでございます。

こうした中で、神戸市の市街地整備部分での産科・小児科・救急の体制、これについて確保していくように今後とも努力していきたいと考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 赤田君。

○31番(赤田かつのり君) そう言っている以上は、垂水区の病床数に絞って触れましたけど、改善される見込みもないのかなという感じがいたします。

でも同時に元を言いますと、地域医療構想というもので急性期の病床数が制約されてというこの大きな問題を強く感じるところであります。

最後に、障害者の公的支援について再質問いたしますが、本当に人手が足りません。

先ほど答弁ありました施策というものも、これは現場の人たちの実態には合っていないから、福祉環境委員会でも3回にわたって陳情も寄せられたという状況にあります。

私自身、ここでは障害者の移動支援サービスの問題に絞って、これが本当に足りていないんだと、これは、現在、利用を急がれている方もおられれば、私、いろんな方の生活を見ていて、これから大丈夫かなと、今は御家族の方の支援が得られても、これから大丈夫だろうかという方もおられるんです。

中にはまだ障害者認定を――難病にかかっているけれども受けておられないのかなという方も含めて、予備軍の方もおられますが――

一だから非常に心配なんです。

訪問でのサービスそのものを2年前に休止しましたというところ、電話でお問合せすると、そういう事業所もありました。

それは何でかと聞くと、経営がとても厳しくやっつけていけないとか、ヘルパーの確保そのものが様々な事情で困難だということでした。まさに人材不足なんです。

また、別の事業所では、うちは人手不足で入所者の移動で手がいっぱいだと、ここは訪問介護だけじゃなくて、お泊まりもできるというところなんですけれども、そういうことを言われているところもありました。

実施していると掲載している事業所数は、私が見たのは、これは神戸市の障害福祉課ホームページ内での認定移動支援事業者一覧、これを拝見したんですが、その中でいろいろ実態というものを私自身が掴んだ限りでも、また利用したいと願っている方、それからまた、現在利用されている方でも、第1目にもちょっと触れましたけれども、必要な時間に受けられないという状況の根本にあるのは、やっぱり人手不足ということ、経営が非常に厳しいということ、そのことを強く感じた次第なんです。

それに対する手だてとして、今、先ほどの御答弁ではちょっとかみ合っていない感じがするんですけれども、様々な国への要望、そして市としての手だても含めて、これは改善をすすめる方向で見直しが必要ではないでしょうか、見解を求めます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 先ほど市長より御答弁申し上げましたが、障害のサービスの分野、また高齢者の介護の分野もそうでございます。こうした福祉サービスを提供する側の人材をいかに確保していくか、これは非常に福祉を維持していく上で重要な課題だと認識しております。

これは別に神戸市だけが人手不足に陥っているものでもございません。これは全国一律の問題でございます。こうしたことから、国に対して、このサービスの報酬の改定、これについて要望を続けてきているものでございますし、徐々にではありますが、報酬改定等も行われてきているものでございます。

ただ、それだけでは今の状況でまだここは足りない部分が多いというところについて、市独自で、先ほど来、御答弁申し上げましたとおり、個々具体的な事業につきまして補助等を打つような形で対応しているものでございます。

今後、こういった人材の確保をしていく上で、やはり報酬単価をいかに確保して上げていくかという部分については非常に大きな問題でございますが、さらには、今後、労働人口が減っていく中で、特に今サービス事業所で働いていらっしゃる方々にも高齢化という問題もお聞きしておるところでございます。

新しい人材もいかに確保していくか、こういったものも含めまして、国にも要望を続けますとともに、市内の状況についてもよく確認していきたいと思っております。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 赤田君。

○31番（赤田かつのり君） まとめますけど、まず実情をしっかりと掴んでいただきたいと思えます。

2024年度は公的医療保険の診療報酬や介護報酬、そして障害者福祉サービスの報酬の同時改定の年であって、その中で、職員の処遇や物価高騰に見合う改定になっていないという問題があります。そういう状況で現場が疲弊しているわけであります。

医療・介護・福祉で国庫負担を大幅に増やすのは当然であります。安心できる体制をつくる、魅力ある神戸市にすることを願って、質問を終わります。（拍手）

○副議長（堂下豊史君） 御苦労さまでした。

（「議事進行」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） どうぞ。

○25番（上嶋寛弘君） 先ほど、この一般質問中に、議長からさんざん本当に御注意されたにもかかわらず、傍聴者の方々は答弁者に対しての威嚇かのように発言をされていらっしやいました。議員に対して以上に答弁者に対して、それこそ憲法を守れであるとか、自身の主張と違うようなことに対して反対のような発言を傍聴席からされる、ルールを守らずに……（傍聴席より発言する者あり）

今もまた威嚇ですか。この威嚇、しかも、市長は政治家ですよ、でも補助機関たる副市長の方々、公務員ですよ。じゃあこの方々に対してそのように秩序も乱して威嚇されて、じゃあ、これで正常な審議ができるのかというわけでございますから、やっぱりこういう方々に対しての傍聴者、さんざん注意しても収まらない、これ今後、名簿等、名前、入るときにちゃんと集めていると思いますから、今後はこういうことをされる方には傍聴を……（傍聴席より発言する者あり）

静かにしなさい、これが駄目なんですよ、憲法を守れって言う前にルールを守りなさいよ。（傍聴席より発言する者あり）

脅迫ですか。ということですから、今後、これ議運等で議論していただいて、このような——東京15区でもああいう言論弾圧ありましたけれども、こんなことがないようにちょっと議論していただきたいと思っておりますので、取り計らってください。

以上。（傍聴席より発言する者あり）

○副議長（堂下豊史君） 傍聴の皆様申し上げます。

議事の間も申し上げましたとおり、議事の妨げになりますので、次回以降、また静粛にお願いをしていただければと思いますので。

（「議事進行」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） どうぞ。

○30番（味口としゆき君） 言いたいことは、傍聴者は議長の指示に従って途中から静かにしていたということは……（発言する者あり）

静かにしてください、僕が発言してるんでしょう。僕はそのことを言いたい。

神戸市会規則の第87条は、「何人も会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない」と、議事妨害の禁止を明記しています。

上嶋議員の再三のやじはこれに抵触しますので、議運ではそのこともぜひ議論していただきたいと要望します。

（傍聴席より発言する者あり）

（「議事進行」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 上嶋議員。

○25番（上嶋寛弘君） 私、平成29年のときに味口議員からもやじを受けてるわけです。これ御自身のことを棚に置いてそういうことをおっしゃいますか。我々は負託・信託を受けてます。私、味口議員からのやじ、大かわら議員からのやじ、全て覚えております。

私が中国に関する質問をこの場でしたときに共産党の席からのやじがあったことも覚えております。それを全て覚えた上で、それも全て精査した上で議論してください。

以上です。

○副議長（堂下豊史君） 議運で協議いただきたいと思いますので、この場はこれで終了いたしたいと思います。

以上で終了いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後0時25分に再開をいたします。

（午前11時25分休憩）

（午後0時25分再開）

○副議長（堂下豊史君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

21番、かじ幸夫君。

（21番かじ幸夫君登壇）（拍手）

○21番（かじ幸夫君） こうべ未来市会議員団のかじ幸夫です。伊藤めぐみ議員と共に一般質問をさせていただきます。

1つ目に、姉妹都市との交流促進についてであります。

本年、ラトビアリガ市との姉妹都市提携を締結して50周年となります。6月にはリガ市において記念式典が予定されており、友好協力関係をさらに深めるべく、代表団が現地に赴く予定と伺っております。

また、秋にはリガ市の代表団が来神される予定とも伺っております。

市議会としては、リガ市とこれまで築き上げてきた関係を踏まえ、さらなる市政発展につながる政策立案の材料を得るべく、政務調査に赴く予定としております。

これまで、神戸市とリガ市で経済、文化、教育など各分野において相互交流を深めることで、双方のまちの発展に寄与してきました。

本年50年という大きな節目を迎えることを踏まえ、神戸市として、今回の相互交流を通じてどのような成果を得て、今後、市政運営にどのようにつなげようとしているのか、見解を伺います。

2点目に防災意識の向上についてであります。

来年1月17日阪神・淡路大震災から30年を迎えます。この日はボランティア元年と言われ、被災地支援の在り方や災害に対する備えなど、意識変革が起こった契機と捉えられています。

今後、必ず発生するとされている南海トラフ地震については、向こう30年で発生確率が80%と言われております。震災に限らず、近年激甚化している豪雨災害など、あらゆる災害に備えるための防災意識や危機対応力のさらなる向上が求められています。

この防災意識や危機対応力については、市民1人1人が常に意識し、全ての市民が防災

力を向上していくことが大切であると感じておりますが、一方で、安全・安心な市民生活を守る基礎自治体として、神戸市の取組も大切です。

そこで、市職員による防災士資格の取得を推進してはどうかと提案いたします。

NPO法人による認定資格ではありますが、業務として資格取得させる自治体も全国に増えてきており、震災30年を迎える今こそ、神戸市として積極的に取り組んでみてはどうかと考えますが、見解を伺います。

3点目に、不登校支援についてであります。今年度から不登校サポートルームの小・中学校への全校設置、そして同時に支援員の配置が進められています。

国のCOCOLOプランにおいても、各学校に設置することが推奨されており、児童・生徒が校内において安心して過ごすことができる環境の構築に大きく寄与するものと期待しております。

今回、業務を担う支援員について、全校配置されるという方針については評価しておりますが、その選任はとても重要です。

この選任・配置について、全てが学校現場に委ねられていると今伺っております。各校の尽力もあり、学校教育に理解・関心がある人が選任されているとも伺っておりますが、不登校の児童・生徒に対応するこの支援員については、スクール・サポート・スタッフなどが担う定型業務、また補助業務とは違い、様々な事情を抱える児童・生徒に向き合える専門的なスキルが必要であると考えております。

選任・配置は学校現場に委ねるのではなく、教育委員会が責任を持って行うべきと考えますが、見解を伺います。

4点目に、義務教育における形式卒業者への支援についてであります。

文部科学省では、不登校の定義を年間30日以上欠席としておりますが、児童・生徒の

中には、様々な事情から1日も登校できずに、義務教育期間を終える形式卒業者が存在します。

平成27年には、文科省が義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について、これを通知しており、文書の発出後、年月がたっておりますが、この通知に基づく運用として、市内夜間中学校ではどのような対応をされているのか、神戸市における形式卒業者の現状と併せて見解を伺います。

5点目に学校運営協議会についてであります。

学校運営協議会における委員選任について、委員会が示した推進ガイドラインには、学校と目標を共有しながら、学校や子供たちの課題解決や教育活動の充実に向けて建設的な議論ができる方々、学校と共に協力しながら行動していただける方々に就任いただく必要があるとされております。

具体的には、保護者、地域団体の関係者、当該校卒業者、学識経験者ほか、NPO、大学生など、幅広い活動主体や世代に参画いただくとされており、この中で特に学校の実情をよく知った当該校の卒業者で、かつ大学生などの若い世代の視点は地域と共につくる学校の実現に向けてとても重要であると考えます。

例えば、生徒会執行部を経験した卒業者に対し、委員就任を働きかけるなど、若い世代の選任に積極的に取り組むべきと考えますが、各学校運営協議会の委員選任状況を踏まえ、現状と併せて見解を伺います。

以上であります。よろしく願いいたします。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) かじ議員の御質問のうち、私からは防災意識の向上につきましてお答えを申し上げます。

来年1月17日には震災から30年の大きな節目を迎えます。この間、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨といった様々な自然災害が発生をしており、今年1月1日には能登半島地震が発生をしたところです。

近年発生する可能性が高いとされている南海トラフ巨大地震では、神戸も含めた西日本の広範な地域において非常に大きな被害が生じることも懸念をされます。

このような状況の中、全庁挙げて災害に強いまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

一方で、震災から30年を経過しようとする中、震災を経験した職員の割合は、去年4月1日時点で29%となっておりまして、職員の防災意識・危機対応能力の向上に取り組むことは極めて重要な課題になってきていると承知をしております。

これまでも、職員研修といたしましては新規採用時における市民救命士講習や震災の経緯・教訓を学ぶ研修をはじめ、係長や課長といった段階に応じた階層別研修を行うなど、職員の防災意識の向上に努めてきました。

さらに全市総合防災訓練などの各種訓練によりまして、職員の危機対応力の向上にも努めてきたところでありまして、今年度はより実践的な防災訓練を実施したいと考えております。

具体的には、全市総合防災訓練におきまして、若手職員を中心に他都市の大規模災害対応を学ぶ図上訓練を複数回実施する、また来年1月には各局室区の職員を対象に時間外に大規模地震が発生したことを想定し、実際に職場に参集し、災害対策本部を立ち上げる参集実動訓練を行うこととしております。

御指摘の防災士資格ですが、防災ボランティア活動向けの民間資格ですので、自治体職員が災害発生時に業務として直接災害対応に当たるということから考えたときに、この資格の取得が有効なのかどうかということにつ

いては職員の皆さんの意見を聞き、まずは庁内でしっかりと議論を深めさせていただきたいと存じます。

ほかの御質問につきましては副市長からお答えさせていただきます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 小原副市長。

○副市長(小原一徳君) 私のほうからリガ姉妹都市提携50周年について御答弁申し上げたいと思います。

令和6年度、ラトビア共和国の首都リガ市と神戸市は姉妹都市提携50周年を迎え、記念行事を実施することとしておりまして、令和6年6月に訪問団を派遣する予定としてい

るところでございます。具体的には、リガ市長への表敬をはじめ、企業視察や大学訪問などを行う予定としてい

るところでございます。今回の出張で得たい成果というものについて少しお話しさせていただきますと、まず経済交流の分野におきましては、リガと神戸との産業の親和性を確認したいと考えております。

今回の視察先は、高付加価値製造業やドローンなど、技術革新を核とした企業を予定しておりまして、これらの産業への認識を深め、ビジネス創出の機会があるかどうかを確認したいと考えているところでございます。

次に、産学連携の分野におきましては、大学での革新的な技術の創出・利活用について学びを得たいと考えております。

リガにつきましては首都ということで、主要大学が集積しておりまして、各大学で拠点や研究所などを設け、学内での起業・イノベーションや産学連携を促進しているとお聞きしております。

今回は神戸大学と学術協定を結んでおられますラトビア国唯一の工科大学でありますリガ工科大学におきまして、実際の現場での取組を視察し、今後の施策の参考にしたいと考

えているところでございます。

さらには、市民交流の分野におきましては、今回リガとの平和教育交流に取り組む神戸龍谷高校、また関西日本ラトビア協会の皆さんにも参画いただく予定となっております。

あわせて、神戸市といたしましても広く市民に対しまして情報発信を行うことで、リガとの交流の様子などを紹介する予定としております。

本周年の機会に、市民の方々に姉妹都市活動やリガへの関心を深めていただければと考えているところでございます。

今回の訪問では、リガの特徴であります技術革新を核とした製造産業や大学でのイノベーション創出に関する意見交換を行い、神戸の現状を踏まえた上で、その知見を施策に反映するとともに、市民の相互交流のさらなる活性化を図りたいと考えているところでございます。

また11月には、御紹介いただきましたとおりリガ市からの訪問団を受け入れる予定としておりますし、あわせて、ラトビア共和国といたしましても、2025年の大阪万博にパビリオン出展をされるということで、これを契機として、対日本への発信強化を図っていることなどから、この6月の訪問だけでなく、引き続き相互の市の発展に資する交流を深めてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 福本教育長。

○教育長(福本 靖君) では私のほうからは3点、お答えさせていただきます。

まず不登校支援についてでございます。

サポートルームの施策につきましては、本年度中に全小・中学校に支援員を配置するというように進めております。1学期中にはほぼ終わる予定ではございますが、現在9割ぐらゐの支援が確定しております。

サポートルームの支援員についてですが、

やはり学校教育や不登校児童・生徒へのサポートに理解や関心がある人、そのような方を地域人材の中から教育委員会が任用することとしておりまして、不登校児童・生徒の状況というのは、それぞれ学校の状況も違いますので、まずは学校において、そのような方々を探していただき、例えば、既に学校指導員などで配置されている人に兼業をしていただくとか、そのような柔軟な対応をしております。

結果的に現在支援員になられている方は、教員免許を有する方であったり、過去に御自身の家族も含めて不登校児童・生徒に関わった経験者、このような丁寧な関わりができるような方が多く応募されて、支援員に任命されております。

もし学校でそのような適任の方がいない場合は、教育人材センターの登録者から、こちらから支援をして、適切な人材を配置するようにしております。

校内サポートルームの支援員なんですが、もとより支援員についてはこの方だけにその運営を任せるのではなくて、当然管理職をはじめ、多くの教職員も連携しながらサポートルームを運営していきます。

また、サポートルームというのは、一部誤解があってははいけませんので理解をしていただきたいのは、学校の中に違う空間を作って、違うところへ来てくださいと言うのではなくて、どちらかというと、これまでの学校が考え方を変えて、それぞれ何らかの事由で学校には行きたいんだけど来れなかった子供に対して、空間はもとより教育課程の中身も含めて、それぞれの子供に合った状態で対応できるという前提で、それによって安心して子供たちに来てもらうと、そういう施策でございますので、支援員を含めて、学校全部で関わっていくということで対応していきたいと、そのように考えております。

続いてですが、形式卒業者への対応という

ことにお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、不登校などの事由で実質的に教育を受けられない、いわゆる形式卒業者が一定いることは私も認識しております。

本市では2つの夜間中学校を設置しており、そのような方々から入学の申出があった場合、文部科学省からの通知に基づき、教育委員会が本人等から事情を聴いて、実質的に十分な教育を受けていないことが確認できた場合、入学を認めております。

平成28年の通知——受入れ開始以降、毎年のように形式卒業者の受入れを行っております。

令和6年——本年5月現在26名の在籍者数のうち、7名が形式卒業者に該当すると考えております。

こういうふうに入學を検討している方に対して、夜間中学の見学や試験登校等を実施するなどして、就学に対しての不安や解消ができるように、個々の事情に寄り添った対応に努めております。

今後、形式卒業者が夜間中学で改めて学び直しの機会を得たいときには、学びの機会を保障するとともに、必要な情報を周知していくように丁寧に対応していきたいと考えております。

最後に、学校運営協議会の若手の方の登用ということです。

御存じのように、学校運営協議会はもう全ての小・中学校、義務教育学校に設置をされております。

委員については、現状ですが、保護者の代表、それから地域団体の代表、児童館、その他校区にある公的な施設の職員、そして学識経験者ということで、市全体で約1,800名ぐらいの方が今委員になっておられます。

ただし御指摘のように、大半が40代から60代で、20代・30代の方は全体の5%程度になっております。恐らくこの5%も若い保護者の方ではないかなというふうに思います。

年々多様化する、もしくは複雑化する学校課題に対応するために、学校や地域の実情をタイムリーに知った卒業生である大学生などに委員になっていただいて、子供たちに近い視点から意見をいただくことは大変重要だと考えておりますし、そのようにして関わってもらうことによって、彼らが地域の一員として地域への愛着を持つことで、今後の地域コミュニティの活性化に寄与することもできるのではないかということで、若手の登用ということは非常に大切なことだというふうに考えております。

また、実は卒業生とは言わず、私もそうしてたんですけれども、現役の生徒会の執行部がそのまま参画し、意見を反映させるというところもございます。私もやってたときは、教頭と私と部屋を出て、生徒会執行部の人たちにこっと笑って、好きなこと言っていよって言って出ていって、1時間ぐらいして帰ってきて、またにこっと笑われるというやり方でやっていましたが、その後の学校運営協議会、非常に実質的な会ができたことを覚えておりますので、大学生でありますとか、現役の子供たちの参加、そういうことも考えていきたいと思っております。

今後の方針ですが、昨日の答弁でもるる申し上げたんですが、現在、学校現場が抱える諸課題に対して、学校園が勇気を持って現実的な選択をして子供たちにとっての最善な学校運営を実現するためには、学校運営協議会の活性化は非常に大切だと考えております。

教育委員会としましても、学校運営協議会の充実に向けて各学校園をしっかりと支援していきたいと思っております。

以上です。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) かじ君。

○21番(かじ幸夫君) それでは、再質問をお願いします。

まず、姉妹都市の交流促進のところ、答

弁の中に、今回の訪問団に高校生が入られる龍谷高校、実は私も今回政務調査に出るに当たって学校のほうへお伺いして、どういった生徒さんですかというようなこととか、どういことを学ばんですか、私たち議会と何か交流できるんですかみたいなことを少し伺ったりしました。その当時はまだ選任がされてなかったの、またおいおいとあったんですが、非常にこの若い世代の都市間交流をどう学んで、どう神戸に生かすのかというのを期待しているところで、市長ぜひ戻られたら、この子たち報告していただいて、市のほうに来ていただいてぜひ市長表敬という形で受け入れていただけたらなんてことを思っています。その際にはぜひよろしくお願ひします。

再質問としては、少し細かな点なんですけど、リガの動物園との交流ということで、この間長きにわたって、例えばズゼはじめ、いろんな動物を招いてきてます。そしてまた神戸からリガのほうに動物に行ってもらっています。

40周年記念訪問時のときに、将来さらに動物を招く、もしくはそういう交流をすることを視野に入れた協力協定を結んでいるんですけど、よくそれを調べると実際に実現したのは2016年、シベリアオオヤマネコの受入れのみと伺っています。

こういう協定っていうのは、やっぱり実現することが目的、意味があるのかなと思いますので、今後、これまで本当に大きな議論となってきました王子公園の再整備を受けた王子動物園のリニューアルにはすごく期待をしております、そういったことを控えている中、50周年という今回リガ市との関係、節目ですから、この協力協定に基づく新たな動物を招いていく、こういうことで姉妹都市提携事業の意義とか成果がしっかり市民に伝わる。このズゼというのは、市民にもリガとの関係を理解してもらおうという意味では大きなトピックだったと思うので、そういったことを

考えてみたらどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) この姉妹都市の提携以降、継続的に動物交流というのを行ってきたところでございます。

特に1996年に、御紹介をいただきましたけど、震災で傷ついた子供たちを勇気づけるために、アジアゾウのズゼがリガ動物園から寄贈をいただいたところでございます。

ズゼは今も来園者から大変人気がありまして、雄のマックとの間に生まれた子供は千葉県市原ぞうの国で元気に成長しておりまして、希少動物であるゾウの繁殖にも貢献したところでございます。

なお、王子動物園からリガ動物園へはこれまで、ニホンザルやタンチョウなどの動物を寄贈しているという状況でございます。

40周年の際に王子動物園とリガ動物園との間で将来の動物交換の分野における協力の推進と強化のため、御指摘をいただきました協力協定を締結したということでございます。

この協定に基づいて交換する動物について先方と協議を行いまして、リガ動物園から王子動物園へはシベリアオオヤマネコの寄贈を受けたということになってございます。

一方で、王子動物園からリガ動物園に寄贈する動物につきましては、いろいろ交渉は続けましたけれども、リガ側の飼育展示プランに沿う動物の移動がかなわなかったということで断念した経緯があるということでございます。

今年で姉妹都市提携50周年を迎えることとなりますし、御紹介いただきましたように王子動物園リニューアルに向けてスタートを切るタイミングでもございます。

これを機にリガ動物園と互いに効果的な展示の実現、種の保存への貢献に向けて、動物交換を含めたさらなる交流を促進することで、

国際交流の意義や具体的な成果を市民に御理解いただけるように努力してまいりたいと考えてございます。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） かじ君。

○21番（かじ幸夫君） 姉妹都市のスタートは、恐らく親善とか交流ということがメインで始まったというふうに私は理解をしてるんですが、リガとはもう50年です。もう本当に成熟をしてきた両市の関係ですから、恐らく親善交流を超えた、最初の答弁にもいただきましたけれども、具体的な成果を求めていくという時期かなというふうに思っています。

動物園のことにしても今答弁いただきましたけれども、本当に王子動物園のリニューアルは心から期待をしていますので、その一部にこの50年を契機に何かトピックが出ればなというふうに思っております。

かじ自身も今回政務調査に赴く多くの議員の皆さんと一緒に、これまで事前の学習会も開催をしてきました。そういった準備に努めてきたわけでありますので、しっかり現地で見聞を広めて、そして今後の未来の神戸のために政策提言を、同じく意思を共にする議員の皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、当局としてもいい交流となりますようによろしく願いをいたします。

その他について、当初の質問の内容について十分前向きな答弁もいただきました。

そして現時点では一定の到達点であろうというふうに思っていますので、ここからは再質問とせず、もう少し私時間ありますので、質問の周囲であったり、思いを少し要望としてお伝えをして終わりたいと思います。

まず、防災意識の向上で、市長のほうから御答弁いただいて、私は今回この防災士ということに少しフォーカスしてみました。

ボランティアというか市民向けに、いわゆる国民向けに全国でこの資格取得が今トレンドとなっているなど感じているんですけれど

も、認定資格でありますから、市長がおっしゃった職員の業務——本来業務としてどうあるべきかというのはもっと特化したやり方があるんだろうなと思ってるんですけれども、いわゆる機運を上げていく、例えば、意識を向上していくという意味で、この防災士、各職員の方に取り組んでいただきたいなという思いがあります。

私、実は令和元年にひょうご防災リーダー講座というのを受けて、これ大変やったんです。半年間で12日間、みっちり鍛えられて、いわゆる図上演習もそうですし、実地演習もそうですし、最後、おまけで防災士の資格がついてくるということがあったんですけど、そこまで言わなくても、今2日・3日のコンパクトに集中して資格が取れるというものもありますので、職員の方でも意外ととっつきやすいのかなというふうには感じています。

市長、平日の今、マグニチュードがもう8どころか10、震度でいうと9みたいな、そういう震災が今この平日の日中に起きたとしたら、やっぱり市の職員の皆さんはもう現場でお勤めになられて、そこから防災指令が出されて、各地役割を持ってそれぞれのところに張りついていくと。中には避難所へ鍵を持って向かわれる職員がいて、その職員が避難をしてくる市民をしっかり対応していく。こういうときに、市民の安心感として、そこに来る職員って、みんな防災士資格持ってるんだ——中身はちょっとともかくですけど。

例えば、平日の日中です。幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校——福本教育長、もしその学校現場でこの時間に起きたときに、その教職員が防災士の資格をみんな持ってるんだ。

例えば、交通局長、この時間に駅の窓口の駅員が、もしくは市バスの運転士がこの資格を持ってるんだ。こういうことになるともう市民の安心感というか、具体的に中身で何を学んで合理的にこの部門をとっているのはあるに

しても、今のこの認定資格をしっかりと携えた職員が神戸市の職員にこれだけの人数がいるというところをぜひこの30年という契機にやっていただけないかなというふうに思っています。これはもう本当は個人の思いで取っていただくのが一番よくて、意識向上には。職務としてやると取らされましたって職員に言われてもなので。ただ機運を醸成をするということはこの30年の時期にもう1度、庁内で議論していただけたらなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

教育の関係では、福本教育長ありがとうございました。もうお帰りなさいから入るんですけど、本当にいろいろ御答弁いただきました。

特に、不登校支援の支援員の問題については、内容、私の思っていたところも補強していただきました。適任な方がもう既に9割近く張りつかれているということで、その中身については了解しました。

ただ今後のことも踏まえて、この学校現場の管理職に専任配置を任せるということは、僕はやっぱり管理職にはそれなりの管理職なりの事務分掌なり、本来業務があると思っていますので、ぜひ——当然、探し切れている現場が多いのは分かっていますが、どうしても悩まれているような学校が多いとも聞きますので、今後、丁寧にその学校に対して寄り添っていただいて、委員会としてしっかり対応いただきたいというふうに思っております。

もう1点、学校運営協議会だけ触れておきます。

私の地域の学校でも生徒会執行部入ってるらしいんですよ。ごめんなさい、私も入っているところ見ましたけど。私はもう10年の縛りを超えましたので、学校運営協議会の委員としては卒業させていただいて、今は別の形で地域の学校に協力はしてますけれども、生徒会執行部の声を聴いて、その中学校ではご

みゼロプロジェクトというのを立ち上げて、前年度地域と一緒に地域のごみをなくそうみたいな取組から、文科省の表彰までいただいてということを知りました。

生徒会執行部の意見を学校運営協議会が受けて、それを地域に広めて一緒にやろうということで、私もクリーン作戦とかも一緒にやりましたけど、いい地域醸成ができてるといふふうに思っていますので、もうその執行部も当然、各中学校区、全ての運営協議会に入っていたらと思いますし、生徒会執行部出身の若い世代——大学生じゃなくてもいいです、働いていてもいいんです、どういう立場でもいいんです、若い卒業生がこの運営協議会の中で自分の後輩のために学校をどうする、そういう意見反映をしっかりとやらえらえるようなそういう流れ、昨日の答弁でも伺いました、活性化に取り組みたいという教育長の思いですので、私はまた地域に戻って、しっかりそのお手伝いをしますが、しっかりリーダーシップを持って、この学校運営協議会の在り方——学校支援地域本部とか、神戸っ子応援団とかいろいろ立ち上げては消えてきましたけど、このゴールで学校運営協議会——コミュニティ・スクールがより神戸市内の全ての子供たちのためになりますことを願っております。どうかよろしく願いをいたします。

以上で私からの質問を終わります。議長ありがとうございました。伊藤議員に代わります。

○副議長（堂下豊史君） 御苦労さまでした。

（拍手）

次に、37番伊藤めぐみ君。

（37番伊藤めぐみ君登壇）（拍手）

○37番（伊藤めぐみ君） こうべ未来の伊藤めぐみです。

大きく4問質問させていただきます。

まず1問目です。多様性を認めるまち神戸について。

1つ目、ライフパートナー制度についてです。

昨年12月に神戸市ライフパートナー制度が運用されて5か月がたちました。この制度は、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わり、協力することを目指し、本市では同性パートナーシップを宣言することに加えて、異性との事実婚の方もパートナーとして公に認めていく制度となっています。

これまで我が会派からも制度の導入につきまして強く要望してきましたので、神戸市がこの制度を導入したことを高く評価しています。

今後は、市民が訪れる区役所での積極的な制度の周知など、さらに進んだ取組、前向きな取組を期待しておりますが、現状の課題と今後についてお考えをお伺いいたします。

2つ目です。学校における取組についてです。

全ての市民の人権が尊重され、多様性を認める社会を実現させるためには、学校において、教員も児童・生徒も人権について学ぶことが大切と考えます。

そして、特に今まで取組が遅れていた性の多様性について学べる環境を整えることが必要です。

教育現場での取組を強化するために、全教員への研修の充実はもちろん、学校の図書室や保健室、各教室に性的マイノリティーに関する理解が深まる関係書籍やリーフレットを置くなど、低学年から自然に学べる環境づくりをしていただきたいと思います。

また、取組が始まっている包括的性教育の充実を通して、性の多様性について学ぶことができる機会を提供していただきたいと思います。

私は昨年の本会議でも、この多様な性の在り方や自分も他者も大切にすることを学べる包括的性教育について質疑いたしました。福本教育長は現状をどのように捉え、今後ど

のように取り組まれるのか、御見解をお伺いいたします。

2問目です。DV被害者支援の取組強化についてです。

本市では、女性のDV被害者——ドメスティックバイオレンスの被害者に対して、相談窓口の設置やシェルターの案内など関係機関と連携して支援を行っています。

一方、男性のDV被害者支援については相談件数が少ないとのことですが、これは男性が自分の身に起こっていることをDVと認識していなかったり、また男性だからと我慢したり、行政に相談しにくい現状のために表面化していないケースがあるのではないかと考えます。

内閣府男女共同参画局による令和2年度の男女間における暴力に関する調査報告書によると、結婚している人2,591人を対象にした調査では、配偶者からの被害経験を性別で見ると、被害経験があった女性は25.9%、男性が18.4%となっております。この被害経験があった方のうち、身体的暴行では女性が17%、男性が12.1%、また心理的攻撃では女性が14.6%、男性が10.2%となっております。

つまり、男性も配偶者からのDV被害経験があり、その数は決して少なくありません。

本年3月25日神戸新聞の記事でも、男らしさに縛られ潜在化、被害急増、理解不足に警鐘とあり、男性DV被害者の支援の必要性は高まっていると考えます。特に身近な相談場所の確保や一時避難の受入先など支援制度が脆弱です。

今後、例えば兵庫県のように男性相談員の配置や、区役所内や市のホームページで周知するなど、男性に対する支援の充実を図るべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

3問目です。区役所業務と市民対応の在り方についてです。

現在兵庫区役所や北神区役所をはじめ一部の区役所で窓口業務の外部委託を導入してい

ますが、人件費の高騰もあり、全区へ展開することを取りやめることとなりました。これについては一定の評価をしていますが、今後の労働人口の減少や市民相談が複雑化していることから、将来にわたって市民サービスを低下させることなく、さらに市民満足度が高まるような区役所体制が求められています。

外部委託を導入するメリットや課題を踏まえて、今後どのように区役所運営を行い、市民ニーズに対応していくのか、御見解をお伺いいたします。

4 問目です。文化芸術のまち神戸の取組について。

現在神戸の玄関口である三宮再整備が進められ、クロススクエアをはじめとした滞在空間や、ウォークアブルなまちとしてのハード整備が進んでいます。

この神戸のまちが再生する機会を生かしてソフト面の取組にも力を入れ、文化芸術のまちとして来訪者に喜んでもらえる仕掛けづくりをするチャンスだと考えます。町なかでの音楽イベントやパフォーマンスなどの文化芸術を神戸の文化として、神戸ならではの魅力として定着させていくことが重要だと考えます。

また、神戸の文化芸術活動の拠点となる新文化ホールが三宮に整備されることも踏まえて、現在のK O B E まちなかパフォーマンスの取組のようなパフォーマーの発掘・育成、活動場の提供など、アーティストの支援策を拡充しながら、様々な工夫や取組で音楽や芸術があふれるまちづくりの機運を盛り上げていただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

以上です。

(「議長」の声あり)

- 副議長(堂下豊史君) 久元市長。
- 市長(久元喜造君) 伊藤議員の御質問のうち、私からは文化芸術におけるソフト施策の導入につきましてお答えを申し上げます。

神戸のまちの魅力を高めていくためには、ハード整備だけではなく、ソフト面の取組を充実させていくことが必要です。

文化芸術の中でも、町なかを活用した音楽イベントやパフォーマンスといった取組は効果面から見ても有効な手段であると考えております。

最近スタートさせましたのが、K O B E まちなかパフォーマンスです。アーティストの新たな活動機会の創出やまちの魅力の向上に、審査に合格いたしました登録アーティストが、本市公認の町なかで音楽演奏やダンス・大道芸などのパフォーマンスを披露できるという仕組みです。実力・人気のあるアーティストからも注目されておりまして、初回募集には全国から204組の応募がありました。49組を選定したところで、5月から6月の間は実際の会場で試行実施を行い、7月から活動を本格化させることとしております。

さらに今後はK O B E まちなかパフォーマンス登録アーティストだけではなくて、ホールの出演者が公演の前後にホール周辺でパフォーマンスを披露し、ホールに観客をいざなうというような取組ができないか、若手アーティストが町なかやライブハウスからホール出演をつかめるような仕掛けができないかといった検討を行っております。

先日、鈴蘭台駅ビルの中のストリートピアノを見ましたら、演奏しておられる私と大体同じぐらいの年代の男性がいらっしゃいまして意見交換をいたしましたし、また、あのビルの管理をしている担当者の方にお聞きをいたしますと、あの場所で実際にいろいろなイベントも行われているというふうに聞きました。

今後例えば北区を例に取って申し上げれば、岡場のありまホールそれから鈴蘭台のすずらんホールなどで、例えば大学生や高校生がもっとふだんの練習の成果を発揮して多くの方に楽しんでいただけるような取組ができない

かということも考えられます。

今年10月からは高校生の通学定期の無償化をいたしますので、こういう定期を使って、例えば神戸電鉄で部活の仲間とかあるいは愛好家同士が連れ立ってこういうホールでいろんなパフォーマンスを披露するというのもできないか、神戸市として支援ができないか——これ1つの例ですけれども、いずれにしても町なかで様々な音楽パフォーマンスあるいはアートシーンというものが、もっともつとこの市民や来街者の目に触れるような形で広がっていくというような取組を御指摘を踏まえながら進めていきたいと考えております。

ほかの御質問につきましては副市長からお答えさせていただきます。

(「議長」の声あり)

- 副議長(堂下豊史君) 小原副市長。
- 副市長(小原一徳君) 私のほうから3点御答弁申し上げたいと思います。

まず、ライフパートナー制度についてでございます。

神戸市のライフパートナー制度につきましては、互いを人生のパートナーとして尊重し合い、日常生活においても対等な立場で継続的に支え合い、欠かすことのできない関係として認め合う2人の関係を応援する制度として、昨年12月25日からスタートしたものでございます。

この制度は当然のことながら法律婚とは異なり、神戸市独自で実施する制度でございます。法律に基づく権利・義務は発生しないことが前提でございますが、2人の生活上の困り事を解消できるよう、他都市の事例も参考にしながら、市営住宅の入居申込み、また市立病院での病状説明等、神戸市の行政サービスにも一部適用しているところでございます。

宣誓件数についてでございますが、制度開始から現在までで34組となっているところでございます。宣誓者の内訳では、事実婚・性

的マイノリティーの方など多様なカップルということで、制度ができたこと、受領証の交付が受けられたことを喜んでいただいているものと考えております。

今年4月から兵庫県においてもパートナーシップ制度が開始されておりまして、県・市の行政サービスについて相互適用できるように取り組んでいるところでございます。また、近く大阪府・京都府、それから県内の制度導入自治体が連携して転入時の宣誓手続を簡素化する取組も進めているところでございます。

この制度を市民に知っていただくことが大切ということで、昨年10月に市民意見募集を実施して以降、市のホームページで情報発信をしていますほか、新聞・テレビ・ラジオ等でも取り上げていただいているところでございます。さらに神戸市から医療・不動産・金融・保険など、サービス提供が想定される民間団体にも制度の周知・説明を行ってきたところでございまして、引き続き制度への市民理解が広がるように様々な機会を捉えて働きかけを続けていきたいと思っております。

それから2点目でございますが、DV被害者支援について御答弁申し上げたいと思います。

警察庁の資料によりますと、男性DV相談件数が年々増加しているということではございますが、この中には夫婦げんかで双方に暴力がある場合も含まれているとこういったことも言われてるところでございます。

兵庫県警からは、兵庫県内においても男性のDV相談件数は増加しているわけでございますが、実際には夫婦げんかによる110番通報の件数が増加しておりまして、一方的に被害を受けた男性DV相談件数が大きく増加しているという認識はないとお聞きしているところでございます。

神戸市におきまして男性が利用できるDV相談窓口といたしましては、神戸市の配偶者暴力相談支援センターでの電話相談、また各

区保健福祉課での電話や来所による相談を実施しているところでございます。これらの窓口での令和5年度の男性からのDV相談件数は合計16件ということで、この件数については毎年横ばいの状況でございます。

配偶者暴力相談支援センターでは、男性DV相談を受ける際に男性相談員による相談を希望される場合がございます。こういった場合には男性相談員を配置されている兵庫県の相談窓口を案内するなど、兵庫県と連携・役割分担しながら、男性のDV相談・支援を行っているところでございます。

なお、この兵庫県での男性からのDV相談件数も毎年数件程度であるとお聞きしているところでございます。

男性のDV被害者の支援といたしましては、安全確保や行政サービスの利用のための証明書発行のほか、やはり一時的な避難場所を提供している民間団体や居住支援についての情報提供等を行っているところでございます。

また、警察とは身体的な暴力など緊急性がある場合のほか、支援情報の提供を行うなど連携を図っているところでございます。

一般的に、御指摘いただきましたように男性は相談をためられる傾向にあるということが広く知られておりまして、男性DV被害者が相談しやすい環境をつくっていくことは重要だと考えているところでございます。引き続き県と連携し、男性相談員が配置されている兵庫県の相談窓口をホームページ等で分かりやすく広報するなど、男性DV被害者の相談支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから3点目でございますが、区役所の業務の在り方について御答弁申し上げたいと思います。

区役所窓口の外部委託につきまして、今後この生産年齢人口の減少による労働力不足が避け難い状況が見込まれる中で、市民サービスを維持するための体制を確保するために、

市民課・保険年金医療課における定型的な業務を対象に導入を進めてきたものでございます。

先行的に兵庫・北神区役所で外部委託を導入後、その取組状況を踏まえながら順次他区展開を進めていくという方針でございました。

委託の他区展開の取扱いについて市民サービスの面での評価、財政効果という2つの視点で検討を進めてきたところでございます。

市民サービスの面におきましては、先行実施区において、待ち時間や接遇面などについて当初想定していた水準は確保できていると考えているところでございます。

一方、当初想定していた以上に委託人件費の高騰が続いておりまして、このような傾向が継続していくことが予測されることから、将来にわたり安定的に委託実施することが難しいと判断し、他区展開については見送ることとしたものでございます。

一方で、生産年齢人口の減少による労働力不足は避け難い状況にある中、機動的に環境変化に対応できるスリムな職員体制を構築していく必要があることは変わりはありません。

引き続きDXによる手続のスマート化、内部事務の効率化とともに委託に限らない民間人材の活用などにより、求められる市民サービスを提供できる体制を確保できるように取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 福本教育長。

○教育長(福本靖君) 私のほうからは学校の取組について答弁させていただきます。

現在、性に関する指導は、自他ともに尊重する気持ちを育む観点からの指導など、人権教育を基盤として包括的に取り組んでおります。

児童・生徒だけではなく、教員自身も性の多様性について学べる環境を整えることが重

要だと考えております。

まず教員ですが、教員が性の多様性について正しく理解し適切に指導するためには、やはり指導案の共有でありますとか、研修を通じて教員自身が学ぶ機会が必要だと思っております。

本市独自で作成しました性に関する指導手引書等においては性の多様性について学べる資料や授業例等を掲載して、また道德の授業においては性に限らず多様性を認める内容の教材が多数あり、自分らしさや1人1人の違いを尊重しようとする心を育むようにしております。

このほか、教員向けですが、LGBTQの理解等の校内研修などについては、外部の専門家の知見も得ながら作成した冊子や動画を活用して全教職員対象に研修を実施しております。加えて、ライフパートナー制度など新たなトピックスも積極的に取り上げていております。

児童・生徒については保健の授業等において、体と心、そしてその変化は1人1人違うことを教科書等を通じて学んでおります。また、本市独自の副教材ですが、あすへの飛翔を全生徒に配布しており、児童・生徒にとっては具体的な場面を想定した悩みや不安を取り上げ、自分や他者への性の理解について学んでいます。

さらに学校図書においても、発達段階に応じながら性の多様性について学べるよう児童用図書を置くなど各校が工夫しながら、低学年から正しく理解し、自他を大切にする気持ちを育む環境づくりに努めているところでございます。

今後の方針としましても、性の多様性については児童・生徒1人1人にとって繊細な内容を含んでおり、やはり保護者の理解と協力も得ながら、正しく理解し、自他を大切にする気持ちを育んでいくことが重要だと考えております。

また、昨年4月施行のこども基本法の基本

理念——全ての子供は個人として尊重されることの趣旨も踏まえ、今後も児童・生徒が様々な違いを認め合い、尊重し合う心を育むことができるよう、時代に即しながら性の多様性について学べる環境づくりに努めたいと思っております。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 伊藤君。

○37番(伊藤めぐみ君) ありがとうございます。

市長から御答弁いただきました文化芸術のまち神戸の取組について再質問させていただきます。

先ほど答弁にございましたオーディションを私もネットで拝見しましたら、本当にすてきなアーティストの方々が緊張感を持ってオーディションに取り組んでいらっしゃることで、その後サンキタ通りでのちよどスターバック前などでパフォーマンスができるということで、すごく好評だったと思うんです。またそういった音楽を聴ける通行の皆さんですとか、市民の皆様も喜ばれている状況ですので、さらに取り組んでいただきたいと思っております。

再質問させていただきますが、今後神戸空港国際化されまして、やはり神戸に今不足しているものは夜間のにぎわいなんですね。滞在型観光をするための夜のにぎわいづくり——ナイトタイムエコノミー推進の観点からも、もっともっと神戸に人が集まる、夜のまちを楽しめる、滞在型観光が進むような取組を進めていただきたいと思っております。

そして、そういったコンテンツは、やはり新しくできる三宮の新文化ホールなどを中心に、文化芸術に触れることができる——この神戸を訪れたら、チケットも先に購入しておいて様々な音楽や芸術鑑賞を楽しめるというような神戸市のまちづくりを進めていただきたいと思っております。

この取組は文化スポーツ局だけが取り組む

のではなく、観光誘客ですとか、市場のこと、商店街・飲食店との連携ということでは経済観光局、そして、夜間景観形成ですとか神戸空港・ウオーターフロントということで魅力を高めていただくのに港湾局、そして市民が憩う都市公園ですとか、夜間のライトアップということで建設局、また都市局には、都心・三宮再整備にせっきくのチャンスですので、この来訪者の滞留空間、そしてそこでやはりパフォーマンスができるような街角のにぎわいを視点に入れていただきながら、そういったスペースを確保するなど、神戸の魅力を高めるための庁内横断プロジェクトチームでアイデアを募るなど、全庁を挙げてこの神戸の魅力アップの取組を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 久元市長。

○市長（久元喜造君） おっしゃるとおりだと思います。

ナイトタイムエコノミーの推進を図る上で音楽・パフォーマンスの力というのは非常に大きいわけです。今御指摘いただいた局が横断的に取り組めるようにしっかり連携を密にしながら進めていきたいと存じます。

例えば神戸市立博物館におきましては、壁面のライトアップ、毎週金・土曜日には現在19時半まで行っている開館時間の延長を6月の特別展からは20時まで延長をする。そこからウオーターフロントに向かいますと、メリケンパークでは海洋博物館や噴水など光と音の一体となった演出を行う。毎週木曜日・金曜日にはメリケンミュージックナイツを開催する。毎月第1・第3土曜日には5分程度の花火の打ち上げを行う。そして4月にリニューアルされましたポートタワーは23時まで営業をしていると。

こういうふうに各局がいろいろ取り組んでいるわけで、これをさらに連携の強化をしながら、ナイトタイムエコノミーの活性化に音

楽の力、アートの力を取り入れていきたいと考えております。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 伊藤君。

○37番（伊藤めぐみ君） ありがとうございます。

そして、先ほど市長答弁にございました高校生の通学定期が無償化されるということで、市内の高校に通う人たちは通学定期券を使って例えば西神中央にある西神の文化ホールですとか、ああいったところでもいろいろ活動できますし、三宮の真ん中でストリートパフォーマンスをしていただく、また様々な音楽だけではなく美術の展示などももっともっと力を入れていただいて、若い方々が神戸のまちで発表できる場所、そしていろんな来訪者の方とかに喜んでいただけるような機会の創出をぜひお願いしたいと思います。

それでは、ライフパートナー制度につきまして再質問させていただきます。

先ほど答弁の中では34組の方がこの制度を使われているということで、さらに周知をしていただき、制度の充実も図られることを期待しておりますが、兵庫県でこの4月から始まりました兵庫県パートナーシップ制度は、県にとったらこちらの神戸市が先行しておりましたので、協議しながら進めてきましたとおっしゃっていますが、兵庫県のほうが後発で取組がさらに進んでおまして、子供や親などの近親者も特記事項欄に記載することができる、家族も含めた制度となっています。

また、西宮市でもカップルの子供と親を家族と認めるファミリーシップ宣誓証明制度が導入されているということで、本市も今後このような家族も含めた制度への拡充を検討されるのか、お伺いいたします。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 宣誓書受領証にパー

トナーシップの関係に子供さんの名前を記載できる——パートナーシップの関係に記載するという部分の取組につきましては、政令市におきましても令和4年4月からの静岡市をはじめ半分ほどの自治体が導入しているところでございます。県内では兵庫県と10市ほどが取組を進めているところでございます。

一方でこういった取組の状況につきましては、それぞれの都市によって少しずつ違いが生じております。

具体的に申し上げますと、子供だけを対象とするのか、親・近親者も含めたところまで対象とするかという対象範囲の違い、さらには受領証に子供や家族の名前を記載する制度か、パートナーと子供や家族の関係性までを証明する趣旨を含むのかということで、これは例えばそのパートナーの一方の方がお亡くなりになるなど、解消されたときに子供さんとの関係について受領証を返還することが必要なかどうかとか、こういった取扱いの問題が生じているところでございまして、制度の考え方に違いがあって、ファミリーシップ制度そのものの定義自身も定まっていないところでございます。

また、家族を含む制度を導入されている他都市におきましても、現実にはこの利用事例というのは非常にごく少数となっているところとお聞きしておるところでございます。さらに、病院での病状説明、保育所の送迎などにつきましては、パートナーの関係性を前提に運用面でも十分対応が可能だという御意見もあるとお聞きしております。

神戸市におきまして、家族を含めた制度とするには子供自身の意思の尊重、意思確認をどのように担保するかという問題も含めまして、養子縁組や親権など他の親子関係を規定する制度との関係、さらには個人の価値観、家族の在り方にも関わる問題でございまして、多様な意見を踏まえながら市民理解を幅広く得て対応していく必要があると考えてい

るところでございます。

そうした意味から、現行のこのライフパートナー制度を運用していく中で市民・利用者の意見も伺いながら、兵庫県・他都市の状況も注視してまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 伊藤君。

○37番(伊藤めぐみ君) ライフパートナー制度、つまりパートナーシップ宣誓制度を導入してほしいということをこちらでのごく質問させていただいて、ずっとずっと検討します検討しますだったので、検討されることはすぐしていただけたと思いますので、今後ぜひ他都市の家族も含めた制度とするのか、それがいいのか、子供たちにとっての最善の利益は何なのかということもぜひ検討していただきたいと思います。

ただ、この西宮市の男女共同参画推進課の担当者の言葉ですけれども、やはりこういった制度に法的な効力はありませんが、行政が当事者や家族の思いを尊重することに意義があると考えているということですので、神戸市として今後どのようにこのライフパートナー制度を充実させていくのかを今後とも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

学校における取組についてなんですけれども、子供たちの中にはライフパートナー制度で多様な性とか、あとまた先ほど質問いたしましたDVのことについてなんですけれども、例えばやはり子供たちの中にはデートDVという言葉を知っておくことが必要だったり、様々な価値観の中でいじめが本当になくなってほしいというのが一番の願いでして、やはりそれには根底には人権を学ぶということ、他人も大事だけど自分自身を一番大切にしないで他者のこととか多様性を認めることはできませんので、ぜひこの学校における取組の中で包括的性教育を——各学年によつての

成長の度合いが違いますから、それに応じたものを——ぜひ教員の方々への指導案の共有ですとか研修授業なども充実させていただけたらと思います。

そして、DV被害者支援の取組強化につきましての再質問をさせていただきます。

今後DVを防止するには被害者にも加害者にもならない取組が必要で、そして先ほど教育委員会のほうにもデートDVの防止のために今していることは出前授業をされてるんですけども、これが希望する中学校に対して専門家を派遣しているんですけども、これを全ての中学校で実施するように拡充していただきたいと考えますがいかがでしょうか。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 福本教育長。

○教育長(福本 靖君) 学校現場では、あらゆる——時間的な問題もあるんですけども、総合的な学習の時間等を使って条件が合ったとき、やれてると思います。優先順位をつけてですけども、大切な問題だと思いますので、そのようにあっせんをしていきたいと思っています。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 伊藤君。

○37番(伊藤めぐみ君) ありがとうございます。

知っていますかデートDVなどリーフレットなどを作ってください、ぜひ子供たちと共有していただきたいと思ひますし、こども家庭局の皆様にも命を大切にするといったところからも、よろしく願いいたします。

最後に1点要望ですけども、区役所業務の在り方につきましては、やはり区役所に必要な機能、そして求められているサービスについて長期的な視点をよく考えた上で、外部委託の継続については早期に判断し、方針を出していただきたいと要望させていただきます。

いま一度、区役所の窓口は大変な状況にあ

る市民の方をどんなときでも受け入れて対応するという原点に立ち返っていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○副議長(堂下豊史君) 御苦労さまでした。

(拍手)

次に、47番あわはら富夫君。

(47番あわはら富夫君登壇) (拍手)

○47番(あわはら富夫君) つなぐ議員団のあわはらです。それでは、久元市長並びに関係当局に3点の一般質問をいたします。

第1点目は、新都市整備事業会計の閉鎖についてです。

新都市整備事業会計については、企業債償還の見通しが立ったことから、令和6年度末に廃止する方針となっています。まだまだ空港島などの売却予定地が残り、ニュータウンなど開発団地などの維持管理やリニューアルなどの課題がある中で新都市整備事業会計を閉鎖することは納得できません。

当局から頂いた資料によりますと、1,212億円にも及ぶ空港島を中心とした未成土地が存在し、調整勘定が令和4年度末時点で約594億円計上され、今予算では527億円が計上されています。

また、現金預金の残高は令和4年度末で685億円、今年度予算で最終411億円の現金が残ることになります。

公共施設の維持管理や将来実施が見込まれる事業の財源としてきたこの調整勘定527億円は、現金でなく会計上は引当金です。会計閉鎖後は、この調整勘定がなくなります。新都市整備事業会計で整備してきたニュータウンのようなまちのリニューアルや維持管理の財政的な担保が失われることになってしまうのではないのでしょうか。この間の質疑で都市局長から基金で対応との答弁をいただいておりますが、その具体的な内容は定かではなく、検証のしようもありません。

また、空港島の造成費は空港島の売却益で

賄うと答弁してきた歴史があり、会計を廃止してしまえば、空港島の事業費や処分状況が見えなくなってしまいます。新都市整備事業会計を閉鎖すべきでないと考えますが、見解を伺います。

第2点目の質問は、外国籍教員の採用についてです。

外国籍の教員採用については、任用の期限を付さない常勤講師として任用する措置が講じられ、同年代教諭との実質的な賃金格差や学校経営に参加できない状況が続いております。

ところが最近、政令指定都市の中でも、外国籍教員の能力を最大限生かしていこうということで、常勤講師ではなく教諭として任用するなど、その任用方法に変化が出てきています。

国際都市を掲げ、国際教育を盛んに喧伝されておられる本市としても教諭として採用すべきと考えますがどうでしょうか。

特に今年度着任された福本教育長は68年ぶりの教員出身の教育長であり、実際の教育現場での経験を踏まえて、国籍を問わず人材を積極的に活用していただきたいと思いますが、新教育長の意見を伺いたいと思います。

第3点目の質問は、高校生等通学定期券の補助制度の対象要件についてです。

今年の2学期より高校生等通学定期の無料化がスタートします。多くの保護者が高い評価の声を上げております。

ところが対象の要件の1つとして、満18歳となる日を含む年度を超えていないことと定められております。この要件であれば、例えば外国にルーツを持つ子供たちが高校に進学する場合、入学時期の関係で1学年遅れ、2年間は対象になりますけれども、最後の1年間は自己負担となってしまいます。また、事故や不登校など年次が遅れてしまう生徒たちにも同じ問題が発生します。

市内の多様な高校教育環境の維持という制

度趣旨からすると、現行の要件を見直すべきと考えますがどうでしょうか、見解を伺います。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) あわはら議員の御質問にお答えを申し上げます。

私からは新都市整備事業会計の廃止につきましてお答えを申し上げます。

同会計につきましては、内陸部の産業用地の処分が間もなく完了し、西神中央や名谷の駅前リノベーション事業につきましても、同会計で実施している事業は令和6年度末で完了をいたします。企業債につきましては、令和4年度末時点において空港島の分も含め294億円残っておりますが、令和6年度に全額を繰上償還する予定です。

このように、新都市整備事業会計として大きな区切りを迎えていることから、令和6年度末に会計を廃止する方針をお示したところです。

今後のまちのリニューアル・維持管理についてですが、これまで同事業で整備をした駅前ロータリーや道路・公園などの公共施設は、完成後、順次各施設管理者に移管し、維持管理を行っております。また、駅前リノベーションやポートアイランド・リボーンプロジェクトなどにつきましても、新都市整備事業会計だけではなくて、施設を所管している各局が一般会計等で整備を行うなど、市として必要な財源を確保して行っているところです。会計廃止後も同様に各局でまちの維持管理に努めてまいります。

加えて、住民の日常生活や地域活動を支える駅周辺の地区センターや近隣センターなどの維持・更新につきましては、新たな基金を新設し、財源を確保することとしております。引き続き新都市整備事業会計で整備してきたまちの魅力の維持・向上に取り組む姿勢には変わるところはありません。

同事業会計が保有する資産につきましては、神戸空港の国際化を見据え、全市のまちづくりに活用を図ることで、これからの神戸の発展につなげていきたいと考えております。

ほかの御質問につきましては副市長からお答えさせていただきます。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 小原副市長。

○副市長（小原一徳君） 私のほうから高校生等通学定期券の補助制度につきまして御答弁申し上げたいと思います。

この高校生定期の補助制度につきましては令和4年9月から開始しておりまして、令和6年9月から市内高校に通う方について全額補助するように拡充するものでございます。これは市内の多様な高校教育環境の維持及び高校生等のいる幅広い世帯への経済的支援の拡充を目的としたものでございます。

その中で、この対象者の要件について規定しております。

まず1つ目には、対象期間中に神戸市に住民登録をしている高校生等であること。それから2つ目に、満18歳となる日を含む年度を超えていないことの2点を定めているところでございます。

この考え方につきましては、高校生世代を幅広く支援するため、標準的な修了年数である16歳から18歳までの3か年の通学定期代を補助しようとする考え方でございます。

仮に年齢要件を緩和した場合には、例えば高等学校の卒業後や中退後、社会人を経て改めて専修学校の高等課程に入り直した場合に、3年を超えて支給することや二重支給を排除できないことなどが想定されるわけでございます。

また、今回の制度拡充によりまして、対象者の方が大幅に増加します。そうした中、申請手続をできるだけ簡素化し、全ての申請者にとって利便性の高い制度となるように現在工夫を進めているところでございます。そう

いうところに合わせまして審査方法などの制度設計も行っているところでございます。

ただ、御指摘のありましたような個別事情——海外からの方また病気等での事情、こういった御事情があることについては理解しているところでございます。まずは現行の制度運用でスタートさせていただいた上で、利用実態を把握した上で対応を検討させていただきたいと考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

○副議長（堂下豊史君） 福本教育長。

○教育長（福本 靖君） 私のほうからは外国籍教員の採用について答弁させていただきます。

議員も御承知のとおり、神戸市では平成3年の当時の文部省通知で、公立学校の教員については公務員に関する当然の法理の適用があり、日本国籍を有しない者を任用することはできない、さらに、教諭に準ずる講師は普通免許状を有しており、授業の実施など児童・生徒に対する教育的指導面においては教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられるが、校長の行う校務の運営に関しては常に教務主任や学年主任等の主任の指導・助言を受けながら補助的に関与するまでにとどまるものであり、校務の運営に参画する職ではないとされていることを受けて、日本国籍を有しない先生方については任用の期限を付さない常勤講師として今採用させていただいております。

先ほど御指摘ありましたように、私も教員時代の経験から、そのような外国籍の先生方の日頃の活動を見てまして、何ら資質や能力を疑問視するものではありません。

ただし、一定このルールに従って今運用されておりますし、また政令市も幾つかの政令市では教諭という適用をしているところも出てきております。

大切なことは、外国籍の先生方がやはりモチベーション下がらずに、皆さんが働きがい

を持って活躍できるようにすることが大切だと思いますので、その中で何ができるのかを考えていきたいと思います。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) あわはら君。

○47番(あわはら富夫君) それではちょっと最後のほうから再質問させていただきたいと思います。

高校生の通学定期券の補助制度の対象要件なんですが、確かに仕組み、制度設計、行政事務ということを考えた場合にはそうせざるを得ないんだというふうな答弁だったと思います。

実は私、外国にルーツのある子供たちの学習支援をしている皆さんがうちのセンターを使っているとかいろんなことがあって、そこから実は話が出てきまして、どうしても外国人で日本に来た場合に、それは高校年次が1年どうしてもずれてしまうと。そういった場合に、せっかく通学定期無料と言われているけれども、1年間だけはその対応から外れてしまう。

行政事務を進めていく上には、これは必要なんだと言われながら、仕組みの関係でどうしてもはじかれてしまうという人が出ていいのかと。個別の課題だと思いますけれども、まずは実態を1つつかんでいただいて、何らかの救済措置——その仕組みを全部変えろなんていうことは言いませんけれども、何らかの救済措置を——ちょっと考えたいというふうなお話ありましたけれども、何らかの救済措置をちゃんと取って、そういう方については3年間ちゃんとその制度が利用できるというふうな形にさせていただきたいと思います。

今回の予算の最大の目玉ですから、久元市長のほうから一言、最後まで1人も取り残さないよという一言をいただきたいと思いますが、いかがですか。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) 今回の高校生の通学定期の無償化は、これは対象者が相当多数に上るといふことと、そういう方々ができるだけ——小原副市長から答弁がありましたように、できるだけ楽な方法で申請手続をして確実に支給されるということをまずは最優先にさせていただきたいというふうに思います。

これを9月にスタートさせるということですから、そこを最優先にさせていただいた上で——あわはら議員がおっしゃっていることは分かります。分かりますので、まずはスタートをさせていただいて、その上で今おっしゃったような個別対応が必要な対象者がどれぐらい、どのようなケースが出てくるのか、どれぐらいの方々がいるのかということ把握をさせていただいた上での検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) あわはら君。

○47番(あわはら富夫君) 実は私も本当高校のときに同学年だったんですけども、1つ上の方がおられました。うちの高校、非常にラグビーが盛んな高校で、ラグビーだけがをされて結局1年長くいざるを得なかったと。そういう事例もここにあるかどうか分かりませんが、いろんな形態があると思いますので、実態を調査されて、1人も残さないという立場で対応していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

外国籍教員の採用問題についてです。

これ本当にもう何年間も何年間ももう10年以上言い続けておまして、実は全国的には大分動きが激しくなっていておまして、日韓関係を前提にしていた時代はもう終わっていると思います。

和歌山では、オーストラリア出身の方で20年間勤めた常勤講師が、何で自分は常勤講師なんだという疑問を持ち始めて声を上げられて、今全国的に署名運動が広がっております。それとともにさいたま市では、募集要項から

外国籍者は教諭でなく任用の期限を付さない常勤講師として任用されますという一文を削っていると。大概の県・市ではこれ一文入ってるんですけど、これあえて削って、ネイティブ特別選考という制度をつくって教諭の道を開いたと。

授業だけでなく様々な場でネイティブに触れることが可能になっているというのが1つの要因だと思いますけれども、さいたま市の中学生の英語能力、連続全国1位という状態が続いております。

福本教育長は職員向けのメッセージで、令和の時代は、学校園が古い成功体験からなかなか脱却できなかつた前例踏襲を打破することから始めなければなりませんというメッセージを職員向けに発せられておまして、まさに前例踏襲を打破して、やっぱり募集要項から、まず外国籍者は教諭でなく任用の期限を付さない常勤講師として任用されますの一文を外すことから始めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。先ほど何か工夫を考えたいという今までにない一歩前進の答弁なんですが、ひとつ御回答お願いいたします。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 福本教育長。

○教育長(福本 靖君) 本市の続けてきたルールも都度都度資料等レクを受けた関係では見直しをされてまして、その中で何とかそういう先生方にも意欲を持ってやっていただくということで工夫は今までできております。

よく言われる補助的な業務をどこまでにするのか、いわゆる制限がある、そのあたりを工夫することであるとか、一定の改善については教育委員会も取り組んできたように聞いておりますし、私もそういう形を少しずつ積み重ねていって、やはり先生方の意欲をなくさないような、活躍していただけるような環境に変えていくことが大事かなとそのように思います。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) あわはら君。

○47番(あわはら富夫君) ちょっと今の答弁は分かりにくいんですけど、要するにやっぱり教諭の道を開くかということ——例えば主任教諭になるとか、学校経営にも一定参加できるみたいな道を開けるのかどうかというところがこの質問の一番の趣旨です。

実は2005年の最高裁判決で——今まで当然の法理というのが1つの教諭として任用しないということの理由になってたんですが、最高裁判決で自治体で判断できるんじゃないかという想定 of 法理というふうな言い方に実は最高裁も変わってきてるわけです。

いつまでも政府通達に縛られる必要はないんじゃないかなと。

特に文科省のお膝元である東京ではもう主任教諭というふうになっておりますし、お隣の大阪でも既に指導教諭というふうな言い方になってると。神戸市の判断——文科省というより神戸市の判断でもう可能なのではないかなという段階に来てますので、モチベーションを持ち続けるようになって、一番モチベーションの問題になってるのは教諭の道が開かれてない、教諭の道を開こうとした場合に自らの国籍を変えないといけないというふうな先生たちが今まで過去にもたくさんおられるわけですね。

そこが一番のネックなんで、教諭の道を開くためのいろんな方策を考えたいというならその答弁は理解できるんですけども、ちょっと今の答弁では納得できないので、その辺はどうでしょうか。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) 当然の法理と言われてるものは、公の意思の形成に関わるあるいは公権力の行使に関わる、こういうような公務員には日本国籍を必要とすると、この考え方は当然の法理なんです。これは文部省の通

知でそういう考え方が形成されたものではなくて、これは当然の法理として存在しているものですから、これは自治体として当然それに従って対応しなければいけないと。

教諭については、これは公立学校の校長の校務の運営に参画するという事は、これははっきりしているのであれば、これは当然の法理に基づいて教諭には任用できないと。これは通知に基づく判断ではなくて、当然の法理なんですね。当然の法理に基づいて神戸市も自治体として運営しなければいけないということですから、これは教育委員会も含む執行機関はその考え方に基づいて対応する必要があるということです。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) あわはら君。

○47番(あわはら富夫君) 実は今日はそういう議論に入りたくなくて周辺から話をしたんですが、市長が立ってそういうふうに言われると、ちょっとこれはやっぱり議論させていただかないとしようがないんですが、実は最高裁判決2006年ですかね、これは東京の看護師さんの話——内容はちょっと忘れちゃったけれども、そこで当然の法理論という議論が最高裁の中で議論されて、最高裁のそのときの判断、多分それが今基本になってるんだと思うんですけども、その裁判自身は訴えたほうは負けてるんですけども、ただその理由というのは当然の法理ではなくて、想定された考え方という新たな考え方が提起をされているんです。これ最高裁ですよ。提起をされて、それは最終的にどういう結論かという、それはやっぱり東京都がそう判断したからというのが最終的な理由になってるんですよ。

だから当然の法理論を市長がばんばんいつも言われて、その話がありながらも、各自治体は自分の自治体でやっぱり判断できるんだなというふうな判断をその2006年以後いろいろなところでされて、想定された法理という立場で自治体判断の例えば教諭という道を開いて

いこうという方針が、ある意味では今は流れが出てきているというそういう段階に入っているという理解をしていただかないと——この議論をするとまた市長は当然の法理論の議論になって、いつまでたってもこの問題解決しないわけで、今最高裁自体もちょっとそこに変わりつつあるということも併せて考えていただきたいなと思います。

それと、教育長の答弁ちょっと聞きましょうよ。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 福本教育長。

○教育長(福本 靖君) 私は先ほど言いましたように例えば主任の話などで、他都市の政令市の状況を見て、前は全然駄目だったものが主任ぐらい認めて——確実に変わってきてますので、その辺の流れみたいなものを勉強させていただいて神戸市としても考えていけばいいとは思いますが、一定神戸市も先ほど言いましたように何度か年ごとに勉強会も開きながらこの問題については検討しておりますので、そういう流れも大切にしていきたいなとそう思います。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) あわはら君。

○47番(あわはら富夫君) 教育長もそう言っておられるので、いつも市長のほうは最終的には教育委員会が言うことですからというふうに言われてるので、教育委員会そういう方向で少しずつやっぱり変えていこうという努力もされてます。市長が言うように当然の法理の問題も一方であるのは事実です。これは私も否定はしません。だけど、そこの考え方もある中で想定された法理という観点で物を考えている流れも一方であるわけで、その辺を考えながら教育としていかに神戸市の子供たちが——例えばネーティブだとか、いろんな国際感覚だとか、そういうものをどんどん養っていけるためにプラスになることは教育長としてどんどんやっていただきたいなというふ

うに思いますし、それを認めるのが市長です  
し、市長も2016年ですか、教育大綱みたい  
につくられておられて、そこでは国際教育  
というのを自らの柱にされて提案をされて  
いるというふうに思いますので、よろしく  
その辺は温かく見守って支援をしていただ  
きたいと思  
います。

市長、どうですか。

(「議長」の声あり)

- 副議長(堂下豊史君) 久元市長。
- 市長(久元喜造君) 公の意思の形成に当  
たる職員は――公務員は、これ日本国籍を  
必要とするということは、これは動かすこ  
とはできないと思います。同時にどうい  
う公務員がそれに当たるのかということ  
については、これは自治体として工夫の  
余地はあるだろう、そこは教育委員会  
の判断もあろうかと思  
いますし、必要に応じて市長部局とも私  
どもともよく相談していただきながら、  
子供たちにとってよい方向を見いだして  
いきたいというふ  
うに思います。

(「議長」の声あり)

- 副議長(堂下豊史君) あわはら君。
- 47番(あわはら富夫君) そういう立場  
でひとつよろしくお願  
いをしたいと思  
います。もうやっ  
と当然の法理と公  
権力の行使議論  
から一歩進んだ  
なという思いな  
ので、一言付け  
加えておきたい  
と思  
います。

それであと最後に5分ほどありますので、  
新都市整備事業会計の閉鎖についてです。

いろんな形でそれぞれの局が関わりながら、  
ニュータウンのいろんな維持等にはやって  
い  
きましょうと、ただ基金的な財源も用意  
して対応するとい  
うところも残さ  
れているような  
答弁だったん  
ですが、何でこ  
んなにこだわる  
かという  
と、私もう本  
当36年間、市  
会議員して  
きて新都市  
整備事業会  
計というの  
をずっと  
見ててね、  
もう本  
当によく分  
からなかつ  
たんです。  
何が一番  
分からな  
かつたか  
という  
と、この  
調整勘定、  
これ一体  
何なの  
かなとい  
うの

にずっと疑問があ  
って、土地  
売却原価に  
6%かけて  
ずっとそれが  
蓄積して  
いく、途中  
からその蓄  
積の仕組  
みが変わ  
って蓄積  
しないとい  
うふう  
になつた  
らしいん  
ですけど、  
それが一  
方でどん  
どん金額  
大きいん  
ですよ、  
それで  
全体とし  
てこの会  
計のバラ  
ンスが実  
は成り立  
ってて、  
この会  
計お金あ  
るんか  
って聞い  
たら、こ  
れ引当  
金でお金  
ありませ  
んとい  
うふうな  
話。

土地に化けてると。売れなかつたから消え  
ちゃうやん  
というよ  
うな話を  
昔もうず  
っとや  
ったよ  
うな経緯  
があ  
って、そ  
のとき  
調整勘  
定とい  
うのは  
何のた  
めにた  
めてる  
んです  
かとい  
うこと  
を聞い  
たとき  
に、そ  
れは  
将来  
のこの  
ニ  
ュー  
タ  
ウン  
とい  
うのは  
当然  
オー  
ルド  
タ  
ウン  
化し  
てい  
くわ  
けで  
すか  
ら、そ  
れは  
やっ  
ぱり  
リ  
ニ  
ュー  
ア  
ルし  
てい  
くた  
めに  
必要  
だか  
ら、あ  
る意  
味で  
は製  
造し  
たも  
のだ  
か  
ら、  
逆  
に言  
うと  
減  
価  
償  
却  
費  
の  
考  
え  
方  
が  
調  
整  
勘  
定  
で  
すよ  
とい  
う  
よ  
うな  
説  
明  
を  
受  
け  
た  
ん  
で  
す  
ね。

そのときに、それがあ  
るからあ  
る意味  
ではそ  
れは  
将来  
土地  
が売  
れ  
ば  
そ  
こ  
に  
積  
み  
立  
て  
ら  
れ  
て、  
オー  
ルド  
タ  
ウン  
に  
な  
っ  
て、  
ニ  
ュー  
タ  
ウン  
に  
す  
る  
と  
き  
も  
そ  
の  
お  
金  
が  
使  
え  
て、  
そ  
れ  
が  
あ  
る  
意  
味  
で  
新  
しい  
ま  
ち  
の  
新  
陳  
代  
謝  
に  
つ  
な  
が  
っ  
て  
い  
く  
ん  
だ  
な  
と  
い  
う  
ふ  
う  
に  
考  
え  
た  
ん  
で  
す  
けど、  
今  
回  
こ  
れ  
を  
廃  
止  
す  
ると  
そ  
れ  
は  
消  
え  
て  
し  
ま  
う  
と。  
今  
み  
たい  
な  
や  
り  
方  
を  
す  
る  
か  
ら  
と  
言  
わ  
れ  
る  
ん  
で  
す  
け  
れ  
ど  
も、  
や  
っ  
ぱ  
り  
一  
定  
の  
担  
保  
は  
私  
は  
必  
要  
じ  
ゃ  
な  
い  
の  
か  
な  
と  
い  
う  
ふ  
う  
に  
思  
う  
ん  
で  
す  
が、  
そ  
の  
辺  
ど  
う  
で  
し  
よ  
う  
か。

(「議長」の声あり)

- 副議長(堂下豊史君) 今西副市長。
- 副市長(今西正男君) まず、新都市  
整備事業  
会計のお  
話があ  
りました  
けども、  
これは  
産  
業  
団  
地・  
住  
宅  
団  
地  
を  
造  
成  
し  
て  
処  
分  
を  
す  
る  
と  
い  
う  
会  
計  
で  
ご  
ざ  
い  
ま  
す  
の  
で、  
そ  
の  
性  
格  
上、  
時  
限  
的  
な  
会  
計  
で  
あ  
る  
と  
い  
う  
こ  
と  
は  
ま  
ず  
御  
理  
解  
を  
い  
た  
だ  
き  
た  
い  
と  
思  
い  
ま  
す。

ただ、その中で造成から処  
分の間、一定の  
長い時間がかかる  
とい  
う  
こ  
と  
が  
ご  
ざ  
い  
ま  
す  
の

で、この調整勘定は、その新都市整備事業会計で整備した公共施設等を一般会計に引き継ぐまでの間、新都市整備事業会計として必要な維持管理・更新、そういった経費として、費用として計上しているというものでございますので、廃止するに当たりましては、その分が一般会計に施設も引き継がれるというようなこともございますので、そういうような状況の中で資金的な移動というのも生じてくるということでございます。

ただ、一方で一般会計に単純に引き継ぐことができない施設もありますので、そういったものについては基金においてきちっと財源を確保し、維持管理を行っていくとそういう考え方でございます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) あわはら君。

○47番(あわはら富夫君) 多分私がここで何ぼ粘っても会計は多分閉鎖になるやろうというふうに思います。

これを認めるという立場ではありませんけれども、やっぱりニュータウンなんかの人が一番心配してるのは、将来のオールタウン化していくと、ニュータウン変わっていくと。ただ、ほかのまちとの違いは、同時期に結構建ってるマンションとかいろんな施設も多いということになると、将来的なりニューアルというのは自らの住宅団地全体のリニューアルでもあるわけですね。

そうすると、1つのマンションを潰して、また次のマンションに建て替えるためには、例えばリザーブ用地みたいなものがちゃんと担保されていて、そこが1つの回転になって変えていくとか、最後までやっぱり造成した立場での責任というのは、例えばこういうリザーブ用地があるかないとか、なければどうやって造るかとかそういうことになると、かなりのやっぱり大きな資金もかかってくるんじゃないかなというふうなことを考えますと、通常のまちに対する維持管理というだけ

ではなくて、やっぱり製造者責任としての維持管理というのがあると思うんですね。

だから、その辺の資金をどういうふうに見えるものにし担保していくかということを考えて場合に、例えば調整勘定の考え方ではありませんけれども、空港島等の売却が進むたびに一定額が基金として積み上がっていくような仕組みだとか制度みたいなものがあるのもいいのではないかなというふうに思うんですが、その辺どうでしょう。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 今西副市長。

○副市長(今西正男君) 今議員が言われましたオールタウン化というのは、ニュータウンはいつもしてくるわけでございますので、そういった一定の防ぐ手だてというのは私どもとしても十分考えていかなければならないというふうに思っておりますが、資金的に一定の金額を積み立てるとかそういうものは少し難しいのかなというふうに思っておりますけれども、必要な維持・更新ができるような基金というものはきちっと積立てをさせていただきたいというふうに思います。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) あわはら君。

○47番(あわはら富夫君) これについては会計を閉鎖する段階でどんな形になるのかもうちちょっと見えてくると思いますので、そのときにもう少し議論させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

○副議長(堂下豊史君) 御苦労さまでした。

(拍手)

以上で一般質問は終わりました。

以上で本定例市会の議事は全部終了いたしました。

この際、市長の御挨拶がございます。

(「議長」の声あり)

○副議長(堂下豊史君) 久元市長。

○市長(久元喜造君) 閉会に当たりまして一

言御挨拶を申し上げます。

まず、新しく就任されました堂下豊史副議長をはじめ各役員の皆様方に対し、心からお喜びを申し上げます。

議員各位におかれましては、5月議会にお諮りいたしました諸議案につきまして、熱心に御審議を賜り、原案のとおり議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。本会議及び各委員会におきまして賜りました貴重な御意見を十分に尊重しながら、今後の市政運営に当たってまいりたいと存じます。

5月17日から25日にかけて、東アジアで初の世界パラ陸上競技選手権大会が神戸で開催され、多くの感動やインクルーシブ社会への意識醸成とともに、国際スポーツ都市神戸を世界に発信することができました。

神戸市といたしましても、引き続き人口減少や少子・高齢化、孤立・孤独の広がり、地域社会の希薄化、長引く物価高騰といった様々な政策課題の解決に向け、SDGsの視点に基づきながら、新たな時代をリードする施策を積極果敢に展開してまいりたいと存じます。

また、神戸空港の国際化に向けた取組をはじめ国際都市としての価値を高め、海と山が育むグローバル貢献都市の実現を確かなものにしてまいります。

そのため今後とも議員各位の一層の御理解・御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位の一層の御健勝をお祈り申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（堂下豊史君） 市長の御挨拶は終わりました。

これをもって令和6年第1回定例市会を閉会いたします。

（午後2時4分閉会）

神戸市会議長 坊 やすなが ⑩

神戸市会副議長 堂 下 豊 史 ⑩

神戸市会議員 山 口 由 美 ⑩

神戸市会事務局長 村 井 秀 徳 ⑩

神戸市会会議録（令和6年第1回定例市会第12日）